慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	バンジャマン・コンスタンのペルフェクティビリテ論 (一)
Sub Title	Benjamin Constantys theory of perfectibility (1)
Author	堤林, 剣(Tsutsumibayashi, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	2006
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.79, No.11 (2006. 11) ,p.1- 49
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara id=AN00224504-20061128-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ペルフェクティビリテ論 (二)バンジャマン・コンスタンの

Ē.

堤林

林

剣

① 個人レベル 四種のペルフェクティビリテ 四種のペルフェクティビリテ コンスタンの自由主義――近代的自由のアンビヴァレンス

はじめに

④ 一般道徳と公共精神・世論

3 2

高貴な道徳と一般道徳

個人レベルから集団レベルへの移行

⑥ 道徳、法律、義務、抵抗、犠牲⑥ 理性と一般理性…………………………(以上本号)

⑦ 道徳的進歩、真理、変遷する正義観念

⑨ 道徳的進歩と平等 ⑧ 自然権と社会契約

ペルフェクティビリテの総合的展開

Ŧi.

1

ペルフェクティビリテ論における社会経済的発展と宗教

宗教感情および宗教観念の特質

的進歩の位置づけ

宗教感情と自由との相互依存性

自由な宗教と司祭主義的宗教との対立

4 3 2

宗教、道徳および政治的権威

結びに代えて…………………(以上七九巻一二号)

することが正当化されても不思議ではない。(⑴

置く。 権)を政治社会構成原理の中心に据えるのに対し、 (自ずと、あるいは必然的に) 自由主義と歴史哲学とはしばしば対抗的な図式の中で捉えられてきた。自由主義が不可侵な個人的権利 もし歴史が個々人の主観的意図を超える形でより大きな、より崇高な、より正義に適った目的に向かって 展開するのだとすれば、 歴史哲学は個人を超えた歴史の目的・推進力・法則に力点を 超個人的なものが個人を包摂し、手段化し、 時には犠牲に . (三人

関係を認めぬわけにはいかないだろう。そして今日、人権原理がデモクラシーの不可欠な要素として「普遍的 リベラル・デモクラシーの興隆ないし勝利と歴史哲学の衰退とが同時的に進行したことについても、 な地位を獲得している中、 現に、二十世紀の全体主義経験はこうした歴史哲学の作用によるところが少なくないといわれてい 歴史哲学の復権を唱える者は殆どいない。(新アリストテレス主義者や新ヘーゲル主義者 る。 一定の因果

は、 ありえた がある種の目的論を重視する場合でも、歴史哲学的枠組みが捨象されるのが常である。) た立場から両者の弁証を試みたことは、周知の事実とは言い難いにせよ、充分に注目に値する事柄だと思われる。 自由主義的理念を基礎づけるために、あるいは自由主義の欠点を補うために、歴史哲学を要請することさえ かしながら、 ――バンジャマン・コンスタンのように。十九世紀フランス自由主義の代表的論者とされる彼がこうし 自由主義と歴史哲学とは常に対抗関係にあったわけではない。それどころかある時代におい

思想のよりアナクロニスティックでない解釈が可能になるであろう。

しかし他方で、

時代と思想的コンテクスト 一方ではコンスタンの政治

が彼の自由主義といかに相即不離の関係にあったかを示すことである。それにより、

本稿の目的

の第一

義は、

コンスタンの歴史哲学つまりペ

ルフェクティビリテ論を批判的に吟味し、

もってそれ

2

くそれに応答するかのようにコンスタンが自らの理論の構築を試みた、という点も明らかになると考える. の相違に もかかわらず、 現代のリベラリズム批判が提起しているような問題に対する一 定の自覚のもと、

ここでいうリベラリズム批判からの問題提起とは次のような論点を指す。

する。 権利 的にも、 治の媒介によって実現しようとする運動と連結した。しかしながら、個人主義、 和の実現を最優先するような共生原理の正当化を図ろうとするのである。 から駆逐し、 る中で、 した歴史哲学は、 面 の個人的自由が保障され、 力は立憲的に基礎づけられ分立され制限されること、 スティックな政治原理・制度として世界的に認められている。 の分離ないし分裂をもある程度伴わざるを得ない)を前提として成り立つリベラル・デモクラシー なるほど現在、 の法的 それは高貴なものや道徳的・宗教的なものの否定では勿論ない。 多くの悲劇と暴力を正当化する道具へと転落していった。したがってリベラル的思考は歴史哲学を警戒 より高貴な目的として個人と政治的共同体との人倫的統合が求められたにもかかわらず、 (形式的) 保全、 権力の 人権保全と代議制を基調とするリベラル・デモクラシーの思想は、 個人のうちに自己完結しないより大きな哲学的・倫理的 「中立性」を標榜する形で、 恣意的支配の回避が可能になるとされる。こうした「分離の制度化」(これは個人の内 また国家権力が市民の外面的行為のみを規制し内面には立ち入らないこと、 いわば個人のパーソナルな問題とすることによって、外面 といった近代の世俗的政治原理が貫徹するところに そして政治と宗教との明 ただ、これらを政治的ないし公共的領域 (場合によっては宗教的) 即物主義、 唯一 確 実現可能 な分離 功利主義が忌避され 実際には逆説 に 個人の基本的 にしてリアリ 目的を、 かつて対抗 政治 的平

経済的自由至上主義や個人・権利中心主義は精神の貧困を齎す。普遍性・中立性への志向が文化・伝統 て問題視されてい だがこうしたリベラルな思考・制度に対する反発が絶えず、さらに近年一層活発化しつつあるのは、 るリベラリズムの特徴 (というよりイメージ) に鑑みれば、 理解できなくもな 現代にお の固有性 13 わく、

判が広く共有されても不思議ではない。

ル・ なイデオロギー、 る。 と多様性を蔑ろにし、 デモクラシーの本意が何であろうと、 いてはアトミスティックな個人の産出によって、社会的紐帯までもが破壊されてしまう---というイメージは勿論批判者の提示するステレオタイプに過ぎないわけだが、 社会的・道徳的義務とそれに伴うはずの公共精神、 現実がこうした現象と無縁でない限り、このようなイメージおよび批 自己犠牲・献身の観念を希薄化せしめ -そうした危険 しかしリベラ

的連続性があるからこそ、 ら既に広範に見られ、 の応答を考える際にも一定の有意性を持つといい得るのである。 無論、 こうした批判は近年になって初めて登場したものではなく、 十九世紀にロマン主義という形で一つの頂点に達した。 コンスタンのペルフェクティビリテ論に対する批判的吟味が今日のリベラリズム批判 商業社会の台頭が顕著となった十八世 そして、 まさしくこうした問題史 紀 か

的営為であり社会的行為であったといえる。 的 てそれゆえ個人的自由 フェクティビリテ論の枠内で捉えようとした。 象せざるを得ない問題、 即物的精神に支配されることなく追求するような市民が協働して形成する、そうした市民社会を目指す理論 ンスタンはリベラルな政治思想を展開するにあたって、 ・権利としての近代的自由を一貫して擁護しつつも、 つまり外面的な自由や権利や所有の保障に収斂し得ない高貴な目的追求 その試みは、 一般的にリベラリズムがその形式的理 個人主義的なエートスに終始こだわりつつも、 個人を超えたより高貴なものを功利 0) 問題を、 一論構成から捨 そし

はや信憑性を有し得ない歴史哲学に依拠しているという点で、 n が成功したとも今日依然として有効であるとも一概にはいえない。 が その復権はおよそ非現実的かつ時代錯誤的にならざるを得ないであろう。 かに問題史的連続性がありコンスタンがさまざまな批判に応答する形で論を展開したからとい 理論がいかに内的整合性と一貫性を保持してい 少なくとも今日的視点から見るならば、 しかし、こうした明確な限界に いって、 そ ŀ ŧ

によって、 ゕ かわらず、 われわれは今日何が重要で、 それは現代もなお無視され得ない価値をもっている――コンスタンの知的営為の軌 問題の所在がどこにあり、 いかなる悲劇が回避されねばならず、

それ

がいかに容易ではないかを、

教えられるからである。

二 コンスタンの自由主義——近代的自由のアンビヴァレンス

はないが、近代的自由と古代的自由との意味内容および相違は、以下のように要約することができる。 これが唯一近代の社会的・政治的・精神的状況に適合し、政治社会・政治権力の正当性原理を構成するに相応し は有名である。古代にはその存在さえ知られていなかったとされる個人的権利観念が近代的自由の本質を成し、(2) 性の観点から近代的自由を擁護し、古代的自由の復権を唱える立場を危険なアナクロニズムとして批判したこと いものであるとする主張は、 演説論文 「近代人の自由と比較された古代人の自由について」(一八一九年) において、 コンスタンの自由主義者たる所以を如実に物語っている。ここで詳しく論ずる余裕 コンスタンが時代適合

保全が要求されることになる。その内容と範囲は今日でいう基本的人権とほぼ同一といえる。(4) 存するとされるが、それはより厳密には二種の自由、すなわち「市民的自由」(liberté civile)と「政治的自由(③) 良心・信教の自由 べての個人に平等に保障されねばならない不可侵の権利と解されるゆえ、社会的関係においては、表現の自由 えられることからもわかるように、個人が個人の資格で自由に行為する私的自由を意味する。 (liberté politique) からなるとされる。「市民的自由」はしばしば「個人的自由」(liberté individuelle) と言い換 近代的自由は「私的な自立を平和のうちに享受すること」(la jouissance paisible de l'indépendance privée)に 恣意的支配からの自由、 職業選択の自由、 経済的自由、 私的 所有権などの自由権としてその しかも、 それはす

めの手段として位置づけられている点で、古代的自由と決定的に区別される。 これもまた基本的にはすべての市民が享受すべき権利と看做され、 政治的自由とは、参政権、 請願権、 また新聞などを通じて世論に働きかける自由 しかも第一義的には市民的自由を保全するた ・権利を意味するが、

によってすべての市民が例外なく統治の主体となる反面、公権力の介入できない私的領域は一切否定され、 集団的行使を意味する。 古代共和国を念頭に置きつつその特徴が明らかにされる古代的自由とは、主として公権力の分有な その際、 政治参加は直接制の形態をとり、 絶え間ない市民の全員参加が要求されること

体への完全な服従が強いられることになる。

件のもとに特定の自由観念が正当かつ有益となるのであって、古代においては古代的自由がそれなりの重要な意 を意味するわけではない。 を支える柱の一つとなっていく。だが後述するように、それは決して歴史相対主義ないし価値相対主義への傾斜 ろ近代において古代的自由を復活させようとする時代錯誤的な試み、そしてそれを企てる急進的共和主義者であ 味と役割を果たしていたと考える。 意しない。常に時代状況との適合性を問題としていることからもわかるように、コンスタンは、特定の歴史的条 時代不適合性を根拠づけようとするわけだが、それは必ずしも近代的自由の古代的自由に対する絶対的優位を含 こうした対抗図式の提示によって、コンスタンは近代的自由の不可欠性と時代適合性、 こうした相対的な価値判断が可能となるような歴史主義的着想を、コンスタンはヘルダーの (Ideen zur Philosophie der Geschichte der Menschheit) したがって、彼の批判の対象となるのは古代的自由そのものではなく、 から得たとし、 それが後のペ 古代的自由の危険性と ル フェ クティビリテ論 『人類歴史哲学

ってその商業社会としての側面に注目する。 近代的自由の存立条件とされる近代社会の特徴であるが、 商業社会では国民の大多数が経済活動に従事して私的利益を各々の コンスタンはモンテスキューとヒュ 1 ・ムに倣

揚されなくなる。むしろ私的利益の追求を阻害するような過度の国家的介入は忌避の対象となる。そして、 要目的を市民的自由の保障とする考えが広く共有されるようになっていく。勿論これは社会性の否定には繋がら 仕方で追求するため、 ての市民の個人的権利が尊重されるような新たな次元での社会性が可能になると考えるからである。 ない。というのも、 した傾向が強まるにしたがって人びとの価値観は一層多様化すると同時に個人主義化し、政治についてもその主 自立した個人が主体的に政治社会を形成し自発的な仕方で他者と結合することにより、 もはやかつてのように国事への献身や共通善の名における私的幸福の犠牲が美徳として称 そう すべ

決して商業社会の到来を手放しで賞賛していたわけでも、 ことから、 くとも商業社会が市民の私的自由を最大限保障するような穏健的支配を要請し、また商業と戦争とが相容れ おりこれがペルフェクティビリテ論の中核をなすのだが、 コンスタンの見解は一致している。後に詳述するように、 こうした時代状況とエートスの変化が道徳的進歩を伴っているか否かは論者によって意見が分かれるが、 商業社会が平和に向かうモーメントを内在しているという想定において、モンテスキュー、 コンスタン自身は道徳的進歩の側面を非常に重視して 文明の効果を一義的に捉えていたわけでもない。 にもかかわらず、以下の主張からもわかるように彼は ヒューム 少な

で征服することができなくなったものを、同意によって獲得しようとする試みである。 (8) 者から所有者の力に捧げられたオマージュ、それこそが商業であってほかの何ものでもない。 戦争と商業とは、 自らが欲するものの所有という同一の目的を実現する二つの異なる手段に過ぎない。 それは人々がもはや暴力 所有を渇望する

これにより文明は、 文明のおよぼす作用には二種類ある。一方で文明は新たな発見を次々積み上げ、それぞれの発見がまた一つの力となる。 人類が自らを完成させるのを援ける多くの手段をさらに増やしていくこととなる。 だがまた他方、

快楽はこの文明にしたがってより安易により多様になり、そうした快楽から人間が培う習慣は、彼をしてすべての高貴

な思想に背を向けさせるような欲望を彼のなかに生み出すのである。(9)

く増幅した社会状況にあっては、 るのだが)社会的・道徳的進歩の実現は偏に個々人の自発性、 ことがもはや社会と道徳に対して破壊的効果しか及ぼし得ない近代においては(少なくともコンスタンはそう考え るのである。そしていずれかを選ぶかは、 養を期待することができる。 発性に委ねられざるを得ない。 そのバランスは以前にも増してデリケートであると考える。 纏わる両義性を強く意識しつつ、道徳的進歩の可能性は常に同時にその否定の契機を孕んでおり、近代におい の物質的条件に求められる。つまり、個人の自由が最大限尊重されるのであれば、 ついても無条件にオプティミスティックな展望を抱いたりはしない。それどころか、 こうしたアイロニーとアンビヴァレンスを指摘するからには、 しかし、この同じ自由は逆に即物的利益や私的欲望・快楽の追求の手段ともなり得 個々人が自由に、 放縦な生活への誘惑が一層の負荷を個人に負わせることになるのである。 個々人の自由な判断に委ねられる。 自発的に高い目標を目指せば、 その理由は近代的自由の個人主義的特徴と商業社会 自由に懸かっている。 コンスタンは当然、 道徳や公共精神を上から強要する 崇高な道徳観念や連帯意識 道徳も公共精神も個々人の自 だが快楽追求の手段が著し 近代的自由 コンスタンは近代的自由 の働きと効用 の 7 に

益 みが人の心を占めるならば、 し利益 (l'intérêt bien entendu)と調和する、などというのは嘘っぱちである。(印)が人の心を占めるならば、道徳すなわち気高さ、高貴さ、不正義への抵抗が熟慮を重ねた末に辿り着くほんとうの利 |のみが人の心を占めるならば、 暴政が彼を支配するにはただ脅えさせるか誘惑するかで事足りる。 し利 のである。

コンスタンは近代的自由の両義性と危うさを指摘するとともに、

狭い意味での私的利益を克服する必要性を説く

またそうであればこそ、

そうした中で人びとの精神を鼓舞するために残された手段は言論による説得しかない。

行使され、

したがってそれが常に制

限される必要性を説くのである。

与えるがためにほ 自 亩 がこのうえなく貴重なものとされるのは、 はかならない。 (11) それ が われれ わ n の精神に廉直を教え、 性格には力強さを、 魂に高潔さを

破壊的になる可能性を秘めているからである。そこでコンスタンは、一方で個人の自由を平等に保障するために 行することになるとコンスタンは訴える。 権利として保全されなければ、 著しく困難となる。 時に自由に対しても脅威になり得ると(しばしば恐怖政治の例を挙げながら)警告し、 は が道徳的に行為するとは限らない。 と道徳的生の存立条件に政治が不可避的に関わってくるからである。 くわけだが、 こうした高貴な目的追求の問題はコンスタンのペルフェクティビリテ論の中でより深く吟味され敷衍されて (そしてもちろん平和と秩序を維持するためには)政治権力が不可欠であるとしながらも、 それ が単なる道徳理論に帰着するのではなく、 ことに近代においては、 道徳が危殆に瀕するだけでなく、 しかし、 絶大な政治権力の集中を見る近代国家では、 言論 自由が否定されれば人格的独立を保つことも道徳を追求することも ・表現・出版の自由や恣意的支配からの自 同時に政治理論の展開を要請するのは、 さまざまな不正義と犯罪が前代未聞 自由が保障されているからといって人びと 政治権力が正当な範囲内で 恣意的支配は 他方でその 由 が 不可侵の個 より残酷で まさに自由 の規模で横 力 人的 が 同 LJ.

て う自覚から、 かし本稿においてとり が導いている点である。 れがコンスタンの自由主義理論の中心的主張をなし、そこからさまざまな制度論も帰結することになる。 はや自由 政治理 .の不可侵性や権力制限論の正当性根拠を自然法、 論 「もペルフェクティビリテ論によって基礎付けられなければならないとの結論をコンスタン わけ注目すべきは、 ヒュームに倣って政治権力や政治制度はオピニオンに由来する考えるコンスタンに 政治権力も政治制度も言論とオピニオンによって構成されてい ţ, わんや神法に求めるわけには か な か

しオピニオンが唯一の基礎であれば、

その流動性・操作可能性ゆえ、自由の不可侵性も権力制限論も著しく不安

主張するのだが、

権が単なる一時的同意の産物ではなく、 よる人権侵害がなされたことはコンスタンの常に意識するところである。)そこで本論に見るように、 定な原理とならざるをえない。 (恐怖政治においてオピニオンは容易に操作され、 歴史の発展的プロセスにおいて発見されるある種の普遍的真理であると 人民の名において無制限的な権 コンスタンは人 万

その主張の根拠がまさに彼のペルフェクティビリテ論のうちに提示されるのである。

三 四種のペルフェクティビリテ

言及からも窺い知ることができるが、次の一文はその要旨を最も集約的に表しているので、 コ ンスタンがいかにペルフェクティビリテを重要視していたかは、 彼の浩瀚な著作に散在するそれへ いささか長い の頻繁な が引用

する。

同時により幸いに、 れわれが為した努力の記憶も成功の足跡も一切残さぬ徹底的な破壊への避けがたい道行から、 象の一つにすぎず、そこからはいかなる永続的な発展も生じえない。 をも含めてのことだが――単に数ある偶然の結び合わせ、絶えず破壊し追い落としあうさだめの畢竟はかない無数の形 社会の秩序もおよそ構成によって成り立つもののならいとして――と私が言うのは人為的なものばかりでなくこの世界 ただ一つしかない。それは、 の存在の謎を解き明かしてくれそうなものはただ一つ――われわれの働きに目的を与え、 次々と生起し、 の最中でわれわれを支え、失望の奈落からわれわれを再び立ち上がらせてくれるにふさわしいものと私の眼に映るのは 新たな宗教、 互いに競合しては修正を加えられていくさまざまな体系のなかで、 より啓かれてあらしめるものを奪ってしまう。人は啓蒙について、自由と哲学について語るが、そ 蛮族の侵略あるいは何世紀にも及ぶ圧政が、 人類のペルフェクティビリテに基く体系である。この見解を受け入れぬ人々にとっては、 唯一ペルフェクティビリテに基く体系のみが、 われわれ人類を導き、 個人あるいは社会としてのわれ われわれの探求を導き、 高め、 われわれを救ってくれ より有徳であると

牲から自らを解き放ってやるべきだろう。 観念に人間 詐欺師が顔を覗かせているかもしれない、 かに飾ってくれる、 れも虚しい。 から離れてなお持続する何ものかが宿っていないのならば、 れわれの足元では奈落が口を開こうと待ち構え、われわれのあいだには野蛮人が入り混じり、 有益で快い仕事に専念するがよかろう。 そして希望のない人生をいくらか慰め、 だがよりありそうなのは、 唯われわれ人類の漸進的な発展だけが、ことなる世代の間 われわれの政府が暴政に転じることである。 本など閉じ、一切の思索を放棄して実りない 未来のない今この時をつかの間 胸元には もし 犠

に確かな繋がりを結んでいくのである。

画期性を前面に訴えているのである。 ルフェクティビリテ論の構築に取り掛かることになる。そしてコンスタンにしては珍しく、(ミン) フェクティビリテ論は根拠薄弱で不当にユートピアンであるとして、一八○○−○四年頃から本格的に独自のペ とは異なることを強調する。若い頃に彼らから影響を受けたことは認めつつも、コンスタンはもはや彼らのペル コンドルセ、 このようにペルフェクティビリテの重要性を指摘するコンスタンはしかし、 エルヴェシウス、チュルゴ、ゴドウィン、プリーストリー、プライスなどによって展開されたそれ 自らのペルフェクティビリテ論 その理論 一の独創

L.J 法は完璧というに程遠く、その成果もほとんど問題を混乱させただけだった。純粋に思弁的な証明だけで満足した人も 絶えず、 みた者は、実に一人もいなかったのである。 してこの法則が人類全体に適用されるかを説明し、もって最終的にこの法則の恒常的な働きを事実によって示そうと試 展開しようとした者、 もまた、 たが、 対立する別の証拠によって容易に反駁され得るものだ。現代に至るまで、私の知るかぎり、 こうした証明は常に曖昧きわまりない。また他の人びとは歴史的な証拠のみで歩みを止めたが、これらの ついかなる時も、それぞれに異なる立場の著述家たちがこの問題に取り組んできた――だが彼らの考察の方 まずは本性にそなわるいかなる法則によって個人が完成され得るのかを発見し―― この観念を正 -そしていかに

コンスタンはペルフェクティ

次にコンスタンの意味するペルフェクティビリテの具体的検討に移ろう。

面的ペルフェクティビリテ (perfectibilité extérieure)、(二) ビリテを多義的なものとして捉えたが、それは以下のように四種の側面を持つと考えることができる。(一)外 内面的ペルフェクティビリテ(perfectibilité

intérieure)' 蒸気機関など「世界を支配するための物理的手段」の発明が列挙される。(ミゥ) ニクス、ニュートンの名が挙げられるとともに、 外面的ペルフェクティビリテとは技術の進歩と科学領域における発明を意味する。例としてガリレオ、 (三)社会経済的発展、そして(四)宗教的ペルフェクティビリテである。 血液の循環、電気、さまざまな機械、 火薬、 羅針盤、 印刷機 コペル

的表現を使うなら、 面的ペルフェクティビリテは道徳的進歩を意味し、 自己実現を目指し達成すること)、そして集団的・社会的レベルでは共有された道徳的 個人レベルでは道徳的存在になること(あるい 価 は 値 今日 . 原

理

の進歩を表す。

ただ、

社会経済的発展は、

建制 移行においては革命が伴い、それをより拡大した平等への進展と看做される。(エビ légales)・自然的平等(l'égalité naturelle)へと至る目的論的歴史プロセスとして理解される。各段階の発展的 (la féodalité) から貴族制 (la noblesse privilégiée)を経て法治主義の時代(l'époque des conventions

宗教的奴隷制(l'esclavage théocratique)から世俗的奴隷制

(l'esclavage civil)

そして封

後述するように、これら二つのレベルは内的に関連し相即不離の関係にある。

宗教的ペルフェクティビリテは、 そして最終的に一 神教的段階への発展過程と解される。 宗教的観念と制度におけるフェティシズム (物神崇拝) 的段階から多神教的

しかもその根底的動因が宗教的感情の自由にして自然な展開に由来するとされるのである。 コンスタンは、こうした四つの側面を相即的に発展するものとして捉え、 不可逆的な進歩を可能にしていると主張する。 そしてそれは漸進的な真理の発見と平等の実現へと向 それが歴史のダイナミックスを形成

それでは次に、ペルフェクティビリテの各々の側面に注目することによりそれらのロジックとメカニズムの解

12

14

う問

ビリテの全体像を明らかにしたいと思う。 である。 明を試みよう。 ってコンスタンの自由論と政治理論とペルフェクティビリテ論との内的関連性が浮き彫りになると思われ そしてその後に、 その際、 まずは内面的ペ 社会経済的発展と宗教的進歩との関連に対する考察も加えるなかで、 ルフェクティビリテに焦点を当てることとする。 (外面的ペルフェクティビリテ(=科学技術の進歩)の特徴については、 というのも、 ペルフェクティ それによ るから そ

兀 内面的ペ ルフェクティビリテ

D

自明性ゆえ、

説明を省く。)

1 個 人レベル

内

面的

ルフェクティビリテないし道徳的進歩は、

個人レベルでは

(道徳的存在へ向けての) 自己完成な

いし

自己実現を意味 相互依存の関係にあるとされる。 集団レベルでは共有された道徳的価値 まずは個人レベルに焦点を当ててみよう。 ・原理の進歩を意味する。 そして両者は内的に関連

が 個人的自由が不可侵の権利として保障されねばならない。そしてさらに彼が強調するに、 可能となるためには、 コ ンスタンによれば、 いに対する答を、 自らの思考と判断によって導き出さなくてはならない。 そもそも各々の個人が自らの自己実現にとって何が重要でありい 個人が道徳や公共精神を重視する形で自己実現を求める場合、 前提条件として基本的 近代において自己実現 かに行為すべきか、

とは、 このような立場がポスト革命期に依然としてラディカルな主張と看做され多くの論者から危険視さ 当時、 社会的 紐帯の再構築ひいてはネーション・ビルディングが優先的な課題とされ、 しばしば実際の人びとの個別的判断能力に全幅の信頼を置 政治権-れて 力の 正当性

原理として国民主権と人権原理を認める者でさえ、

13

るのか、と彼らはいうだろう。

招来するであろう、とそうした論者は訴える。そもそも個人が「正しい答」を発見できるという保証がどこにあ 決するのであれば、多様で誤謬に満ちた意見が錯綜し、やがては社会的紐帯が解体し、無秩序、 ていなかった、という事実からも窺える。共同体ではなく個人が最終的決定者として自らの道徳的生のあり方を 不正義、 暴力を

ず望ましい方向へ向かうものとされる。 るプロセスを経て可能となるものなのである。 念を知識として蓄えることでも、 のほうが、 の共有可能性を否定しているわけではない。)こう考えるコンスタンは大胆にも「真理を追求した末に到達した誤り 実現には寄与しないどころか、逆効果となる。(もちろん、 でも、道徳的生の規範が個人に対して外部から強要されるのであれば、それは個人の内面に根付かないゆえ自己 に生じる被害は遥かに甚大で道徳にとっても破壊的なものとなる。また、仮に公権力・公的権威が誤らない場合 威(それが民主的基礎を有そうと有しまいと)が誤らないという保証もどこにもないどころか、 この批判に対するコンスタンの返答は単純明快である。確かに個人が誤ることはある、 強制された真理より価値がある」と述べるのである。(エン 道徳律にしたがって行為することでもなく、まさにそれらを自ら追求し吟味す しかもそうしたプロセスは一時的に逸脱することはあっても、 かといって、後に述べるように、 コンスタンにとって自己実現とは、 しかし公権力 コンスタンが道徳原 後者が誤った場合 単に道徳観 必

は目的を実現することだろう。 (18) る真理を受け入れるよりも、 は正しい道程のうえにある。 って検討に向かう。このような特別な条件下で行われる審理が幸福な帰結へ導かぬとしても、 わ n ゎ れにとっては真理に思われる、 綿密かつ自律的な探求を辛抱強く続けていくならば、 われわれの精神の完成にとっては好ましい行為である。 という理由で自ら誤謬を採択するのは、 遅かれ早かれいつの日 前者において、 何らかの権威の言にしたがってあ にもか われわれは身をも か わらずわ か、 われわれ われ

ばこうしたオプティミズムから決別し人間の生をより苦悩と矛盾に満ちたものとして捉え、それに応じて自己実 目下注目すべきは、 現の問題も自ずと精神的葛藤の地平で論じることになる。このことは後の議論で明らかになるであろう。 るオプティミズム すと批判した点である。 後のJ・S・ミルの思想にも見られるこうしたある種予定調和的な考えは、 そしてその関連性の否定を意味する真理の外部的強要 (あるいは希望的観測)として一蹴されるかもしれない。もっとも、コンスタン自身、 コンスタンが一貫して自己実現と個人の知的営為・道徳判断との密接な関連性を主張したこ (個人の内面への国家の介入)が人格破壊を必然的に齎 十九世紀リベラリズムを特徴づけ ただ、 しばし

のばねは破壊されるのだ。(19) 帰結をも獲得できぬこととなる。 支配する権威が過つなら、あるいはわれわれを欺くことに意味を見出すなら、 げてしまった以上、もはやその玩具であるに過ぎない。それによってわれわれは誤謬を摑まされるばかりか、 二つめの仮定 (権威の言にしたがって真理を受け入れること) 知性の放棄は、 われわれを惨めなほど受動的な存在へと貶めるだろう。そうして精神 において、 われ 権威が掲げる真理から当然生じるはずの われは権威のまえに自分自身の判断を曲 もしこの

ことが有益となろう。 スタンが考えたかを見ることにしよう。 極的主張の妥当性根拠になるとは限らない。そこで次には、 こうした批判は今日依然として傾聴に値すると思われる。 その際、 まずは彼の提示する人間知性論・認識論にフォー 自己実現と社会性とがいかにして達成されるとコン しかし、 いうまでもなく、 批判の 有効性 カスを当てる が らの

わゆる「イギリス経験論」 は自明であり、 コンスタンの提示する「本来の意味における感覚」(sensations proprement dites)と「観念 は基礎教養として身についていた。以下の引用文からもわかるように、 その影響関係

エディンバラ大学で十八世紀末葉に学んだコンスタンであれば、

当然ロックやヒュームによって提唱さ

n

「印象」(impression)と「観念」(ideas)の区別に対応しているといえよう。 の概念的区別は、 ロックによる「感覚」(sensation)と「内省」(reflection) の区別、 ヒュ 1 Ĺ に よる

人間 起源においては完全に同質でありながら、その後そこから二つの異なる形態へと分かたれる。 が受け取る印象は、 すべて感覚を通じて彼に伝えられる。だがこの印象には二種類ある― より適切にいうならば

の世界、外界から完全に独立した、思考によって理解され得る一個の世界を形成する。(②)存し、そこに保たれ、そこで結合し、互いによって再生産され増殖を繰り返し、そうすることでわれわれの内にある種 び持続する可能性をそなえている。 のほかにはいかなる存在の形跡も残さない。もう一つは、単数あるいは複数の結合した感覚の記憶からなり、 つは、本来の意味での感覚にあたり、一時的かつ個別的であって、われわれの身体器官に生み出した物理 われわれはこれを観念と呼ぼう。観念はわれわれの存在において思考を司る部分に 関係を結 的な変化

らず、 瞬間には同じようには経験することが不可能になる。それに対して観念は、一旦形成されると持続し、場合によ 常に観念であり、 ってはさまざまな形で発展したり、連合したり、再生したりして、その起源が外的物体の感覚にあるにもかかわ となるのは観念が感覚を支配することではない、とコンスタンは述べる。 そしてペルフェクティビリテはまさにこうした観念の働きによって可能になるとされる。しかし、(ミュ) いわば実体的な所有物の性格さえ獲得するのである。(②) 感覚ではないからである。感覚とは常に一時的なものであり、ある瞬間に経験できても、 何となれば、 決断や行為に関わるのは その際重要 次の

以外の何物でもない える快楽主義者でさえも、現在の感覚を犠牲にしている。そして、このようにして観念がほぼ常に感覚に打ち勝 働に従事する人も、 人間においては通常現在の感覚が、過去の感覚の記憶、 危険を冒し祖国を守るために戦う市民も、 ――のために犠牲にされる、とコンスタンは説明する。例えば、家族を養うために過酷(3) あるいは妾を養うために高級ワインの消費量を抑 もしくは未来の感覚への期待-ーいずれ

てい あくまでも印象に過ぎないことが明らかになろう(もっとも、 与えるかもしれ にして有益な行為へと人を導き得る理性能力が重視され、 較考量を行うべきなのである。こう主張するコンスタンにおいて、 人間知性および感情の内的作用力が感覚にすべて還元されえないと説いている点も考慮するのであれば、 つことを認める限 以上の心理メカニズムの説明は、 たと考えるべきではないが)。以下のゴドウィンに対する批判は、 ない。 ŋ しか わ れわれは感覚の力と観念の力とを対峙させるのではなく、 上述のような感覚論 コンスタンがいわゆる「イギリス経験論」を全面的に踏襲したという印 (つまり観念が感覚に由来するという議論) その陶冶が重要な課題となるのは当然のことであろう。 ロック、 比較考量の手段であると同時に高貴かつ寛大 コンスタンの立場をよく表している。 ヒュームとて還元主義的な感覚一元論を唱え むしろ観念諸力間 を主張する反面 にお これ ける比

読まれ 在しないという)アリストテレスの原理をあまりに広く引き伸ばしてしまったのではあるが U ゴドウィ 內的 クの原理を極端に押し進めた――とはいえロック自身も(一度感覚のなかにあったものしか人間知性のうちには な力を剝ぎ取って外界から与えられる印象に専ら身を任すだけの存在として描き、 得たものであり、 ンの形 而上学は誤ってはいるが一般的である。 それ以上のことは何もいっていない。 彼が説いてい 私とてその功績を引き下げようと望むものでは るのは十八世紀の形 それに対して彼が為 而上学者たちの中に 彼らは、 人間 から一 す反応を

切

貴な感情とその目的論的作用を想定しており、 すると考える。 らはある特定の時点においては常に制限的で不完全であるとされる)、 また本稿で次第に明らかになっていく点であるが、 したがって、 一方で感覚、 観念、 それこそが観念、 理性の働きがその正当とされる領域内で評価されつつも、 コンスタンは受動的な感覚とは根本的に性質を異にする高 理性、 自己実現ひいては道徳的真理 そして利害さえも漸進的に改善し の発見を可能に (それ 他方

(道徳的)

でそれと同じくらい に見るように、その感情は宗教感情と緊密な関係を持ち、 (あるいはそれ以上に)高貴な感情の発展的・改善的作用が重視されたのである。 時には同一視されることさえあった。

2 個人レベルから集団レベルへの移行

義的に個人レベルで可能になるものとしたのであったが、だからといって個々人が自己実現の過程で発見する 高貴な感情は基本的に個人の内面においてしか感得できないため、コンスタンはペルフェクティビリテが第一 知識が他者へ伝達できないと考えたわけではない。彼はこう述べている。

れわれの同意をすでに獲得しているような、そうしたものに他ならないのだ。 徴がわれわれにとってあまりに馴染み深いものであるため、 り返されるうち、いつしか完全にして簡潔な明証性をまとうことになるのが常だから。 このようにして個人のなかで進展する自己完成は人類全体へと伝わっていく、なぜならある種の真理は、絶えず遍く繰 徴が知的作用を引き起こした瞬間にそれを通じて真理がわ 明らかな真理とは、

ある。 各々の個人は一般道徳として広く社会的に承認されている道徳的真理のすべてを再発見する必要がなくなるので 可能となる。 る。また同時に、逆にこのような共有された道徳の知識が個々人の自己実現の探求の仕方に影響を与えることも べての人びとに共有され認知されることによって一般道徳の一部となり、 この考えにしたがえば、個人において高貴な感情と理性と経験の相互作用の結果新たに発見された真理は、 つまり、 影響関係は双方向的であり、 しかも共有された道徳的知識の漸進的蓄積が進むことにより、 その発展に寄与することになるのであ す

等しく共有される一つの道徳となる(une morale commune à tous)。その原理は議論なく受け入れられ、二度と吟味 すべての個人に採択された真理と、 その真理が彼らに命ずる犠牲の習慣との結合は一つの道理を成し、そうして誰にも

は出発する、 にかけられることはない。したがって、すでに終えられた仕事を個々人が一から再び始める必要はもはやなくなる。 しかしその個人的な経験が定める地点ではなく、 共同体の経験が彼を運び来たったところから。

彼

で培われた伝統 また、こうした共同体の経験も重視されるからこそ、後述するように、 慣習、 習俗などにも一定の価値を認めるのである。 コンスタンは共同体の長い歴史の なか

③ 高貴な道徳と一般道徳

四つの要素をいささか図式的に整理してみよう。 にしてみたい。そこで、まずは、 実現と共有の道徳的価値との関連性、 かったとされる――は、コンスタンの思想において重要な意味を持つわけだが、以下、その分析を通じて、(ミロ) mune, morale vulgaire)という道徳概念の区別に対応している。この区別——それは古代人には自覚されてい 定する「高貴な道徳」(morale plus élevée, morale plus délicate et plus relevée)と「一般道徳」(morale com 以上の内面的ペルフェクティビリテにおける二つの異なりつつも関連するレベルは、 道徳という言葉をコンスタンが使用する際、 ひいては世論、 法律、 義務、 理性、真理、 それに含意されていると思われる 正義に関する彼の考えを明らか さらに、コンスタンの想 自己

(i) 道徳感情

理由も存在しないとされるのである。(31) 可能であるとされる。 なニュアンス、様相、 \supset ンスタンはしばしば道徳を個々人に個別的に備わる一種の感情と捉える。そして、この道徳感情はさまざま 繊細さを伴って表現されるため、その性格を政治権力が個人に代わって表明することは不 ゆえに、 政治権力が個人の自己実現 (道徳を追求するプロセス)に介入するいかなる正当な

ii 内面的因果連関としての道徳

過程、 それは意志的行為に纏わる因果作用のプロセスと関係しており、したがって道徳的行為が生じる際の意図 道徳とは単に一般的に認められた道徳規範(「一般道徳」)に適合する行為をなすことを意味するのではない。 合理性を問題とするものである。いうまでもなく、こうした内面的因果連関を妨げたり歪曲させたりする 原理、

外部的介入は、この種の道徳に対して破壊的な作用を及ぼすことになる。

Ⅲ 真理と正義の知としての道徳

とされ₍₃₃₎ る。 個 集団 の両 レベ ルにおける道徳の進歩は、 道徳知としての真理の漸進的発見と正義の理解の深化に存する

諸個 人が社会関係を実現する際に必要となる道徳的規範、 法、 義務を含意する。 場合によっては、 制定法が参

照すべき基準ともなり得る。

(iv)

社会性の規範と義務としての道徳

これら四種の道徳 (的要素) は当然相互に関連しているが、 (jíjijiji)を「高貴な道徳」、 iii ivを「一般道徳」 に

帰属させることができる。

や正義観念の改善に寄与することもある。 「高貴な道徳」は、基本的には (高貴な) 道徳感情に由来し、それは自己実現に与することもあれば真理 しかも、こうした真理や正義観念が一般に共有される場合、 それは 一の発見

わ このうえなく貴重なものとされるのは、 上のようなプロセスにおいて不可欠な要因としてその決定的な重要性が認められるのが した領域への政治権力の介入が道徳にとって致命的な打撃を与えるとされるのである。なおいうまでもなく、以した領域への政治権力の介入が道徳にとって致命的な打撃を与えるとされるのである。 高貴な道徳」 れの魂に高潔さを与えるがためにほかならない」。 般道徳」として認知されるようになる。 したがってそれは当人以外の者が代わりに経験することも正当に評価することもできない。 (氮) 「一般道徳」の場合とは異なり、基本的に個人レベルでの自己実現と結びつくのであり、 それがわれわれの精神に廉直を教え、 しかしながら、 高貴な感情とは精神の内奥から自ずと生ずるもので われわれの性格に力強さを、 自由である。 だからこそ、 「自由 そう わ

わ 府の力とそれに協力する必要性について』(一七九六年) では、 れるのは当然であろう。 とって、 れわ 私が思うに、 個人の自由と自発性が、高貴な感情そして高貴な道徳において必要不可欠な動因になると考えるコンスタンに アフリカの荒々しい風にも似て、 個人をも襲う不幸、飢え渇き貪ろうとするこの感覚の災い、 れの能力と希望の大部分を停滞へと追い込む」という点を強調した。 精神の不活発、 この停滞こそがわれわれのもっとも深刻な不幸のひとつを生むもとなのだ――ただに政治的なだけでなく 彼が依然として共和政の擁護にコミットしていた頃の初期政治パンフレ 閉塞感、 出遭うものみな一切を干上がらせ萎れさせる――あの不幸を。(ぷ) 絶望感、 無感情、 無関心が内面的ペルフェクティビリテに対し有害なものとさ われわれの存在を焼き尽くし、 王政の有害性を示す根拠として、まさに 彼はさらに次のように述べてい すべての目的を色褪せさせ、 ット『現在の

手稿 「現代と人類の運命、 あるいは平等史略」 においても意気阻喪が危険視され、 それこそが人類に不幸を齎

す最大の要因だとされている。 また、 ンス タンは近代的 自 1由を擁 護する際にも、 単に 私的 な自立を平和のうちに享受すること」 市

的自由)

の保障を唱えるのではなく、

同時に市民としての能動性

(=政治的自由)

の重要さを訴えている。

演説

ならないのです」。

らかを手放すなどもってのほかであり、すでにお話ししましたとおり、その両者を結びつける術をこそ学ばねば がってこれまで私が語ってきた二種類の自由 論文「近代人の自由と比較された古代人の自由について」の中でも彼は次のように述べている。「皆さん、した [近代的自由の構成要素としての市民的自由と政治的自由]のどち

現するためにも重要な役割を果たし得ると主張しているのである。 由のより積極的な役割もあり得ることを示唆している。つまり、政治的自由は内面的ペルフェクティビリテを実 働かず、恣意的支配が横行し、結果的に市民的自由も失われてしまうから)、実は同じ演説論文において彼は政治的自 られるが(というのも、 既に述べたように、政治的自由は第一義的に市民的自由を効率的に保障するための手段という位置づけを与え 政治的無関心が支配的になり市民が政治から完全に遠ざかると、政治権力へのチェック機能は

等を彼ら皆のあいだに打ち立てるものなのです。 (4) ことで、彼らの精神をより大きく広げ、その思想を高貴なものとし、ある人民の栄光と力とを創出するような知的な平ことで、彼らの精神をより大きく広げ、その思想を高貴なものとし、ある人民の栄光と力とを創出するような知的な平 そのためにわれわれに与えた最も優れた、最も力溢れた手段です。 れわれに求め呼び掛けるのはただ幸福だけではなく、自己完成に向けてでもあるのです。そして政治的自由とは、 この高貴なる不安、 政治的自由とは、 皆さん、 私はここからわれわれの本性の精髄が存在することを証言するのです、われわれを追い回し悩ませ続ける われわれの知識をはるかに広げわれわれの能力を高めたいというこの熱情があることを。 いかなる例外もなくすべての市民に、彼らのもっとも神聖な利益についての検討と吟味とを委ねる 運命がわ

情が高貴な道徳の実現にとって望ましい作用を及ぼし得ると述べている点である。 がいかに重要視されるかは以下の引用文からも明らかであろう。 さらに注目 すべきは、 コンスタンがしばしば高貴な感情・情念を宗教感情と同 一 視₍₁ し、 詳しいことは後述するが、宗 しかもそうした宗教感

以

上の

議論

より、

高貴な道徳と一般道徳との相違がある程度明らかになったと思わ

れるが、

次に

は

両

者の社

徳をさらに高めんがためなのだ。 より尊 り当てられているがゆえに、 富裕な者であれば自ら検討を重ねるからであり、貧しい者については法律が彼を震え上がらせ、 る種の 般道徳しか持たないとしたら、 道徳を創造するためである。 般道徳は計算や利益 絶え間なく続く労働の習慣が彼の生き方に熟慮と同じ作用を齎すからである。 あるいは安寧を基礎とし、 人々にとって何と不幸なことだろう! その力を借りるとも、 宗教を欠いてさえ成り立ち得る。 野蛮な罪の数々を抑制するのが目的ではなく、 私の眼に宗教が望ましいもの それが可能 また仕事が前もっ となるの だがこ と映るのは すべての

親和性を有するがゆえ、(艹) 時点で次の点を指摘するのは無意味ではないだろう。 てい 宗教感情であった。 際に重視したのは、 者を基礎づける役割を果たしているという解釈を提示し、 裏一体の関係にあり、 は内的に連関していないとする見方も存在するが、本稿では、 コ るのは意外と思われるかもしれない。これを彼のロマン主義的傾向の一 ンスタンがこうした形で、 それは明確な定義をも合理的説明をも拒むある種神秘的な感情とされ、 特定の実定宗教や教義ではなく、あらゆる宗教および宗教的なるものの根底にあるとされ したがってまさに彼の政治理論と宗教論とが密接かつロジカルに関連し、 時には美的経験や恋愛感情において現れることすらあるとされた。(も) しかも 『政治原理論』 つまり、 という政治学の著作におい その論証を試みる。これは後の章の課題となるが、(キロ) コンスタンが高貴な道徳との関連で宗教を論じる むしろ彼の宗教論がペ 時的表出と看做し、 て、 宗教の有意性につ ルフェクティビリテ論と表 人間 彼の の自然的感情と しかも後者が 政治理 て説 現

的関係における異なる位置づけと役割に注目してみよう。 61 般 か 道徳の場合はそれとは対照的に、 なる制 度化をも拒 む Ŏ は その存立条件が 共有の道徳的真理 貫して個人の自発性と判断 高貴な道徳が外的強制と両立不可能であるのみ 原理、 規範によって構成されるため、 に依拠してい るからである。 社会的成員に一 ならず、 L

保障を可能にする最低限の条件を規定するからであり、またまさにそうした条件が個々人において、 し一般道徳が高貴さを欠こうともなお必要不可欠とされるのは、それが社会の紐帯と秩序、そして基本的自由 からである。 害しない)義務があることになる。これがいかに高貴な道徳と異なるかは一目瞭然であろう。 に属する)。このロジックにしたがえば、すべての個人は、好むと好まざるとにかかわらず、 るように、 様に遵守が要求されるような道徳的義務そしてさらには政治的・法的義務の根拠ともなりうるのである(後述す つまり個人が自然かつ自発的に(自らの道徳感情に基づいて)行為することを促すような内面的精神の働きである な道徳で終始中心的役割を果たすのは、 は自らの意志や利益に反して、一般的に承認された道徳法あるいは実定法に従って行為する(あるいはそれを侵 道徳的義務と政治的・法的義務とは一般道徳を介して一定の関係を保持するものの、 コンスタンが一般道徳を時折「通俗道徳」(morale vulgaire) と呼んだ理由が理解できよう。 共有された道徳律や市民法の外面的遵守とはおよそ地平を異にするもの 行為原理としては別次元 また場合によって というのも、高貴 自由に高 しか

4 一般道徳と公共精神・世論

な道徳を追求する際にも不可欠な一前提をなすと考えられるからである。

てそこから帰結するとされる諸原理の働きに期待が寄せられることになるが、それらとて確実な手段とはなり得 ないなかで、 か。 ないのだ。 それでは一般道徳はいかにして開示されるのか。いかなる主体がいかなる権限によってその内容を決定するの コンスタンはこの問いを決して無視しない。しかし、 明瞭な答えは容易には導かれない。結論から述べるならば、公共精神、 もはや自然法のような超越的権威に訴えることができ 世論、 理性、 そし

コンスタンは一方で可能な限り合理的な体系の構築を試みる。

だが他方でそれが常に厳密性に欠けしかも暫定

24

考える。

的 促しつつ、 ある限り、 との関連で) ように、 なものとならざるを得ないのは、 いがあるといえよう。 正当な範囲内ではその有意性を主張するわけだが)、さまざまな非合理的要素をも体系の中 高貴なるものを追求することの有意性を理性と感情に訴えることにこそ、 一定のアンビヴァレンスはその体系に内在せざるをえない。 位置づけようとするからである。そしていうまでもなく、 彼が理性 理論・合理性の限界を痛烈に自覚すると同時に 非合理的なるものの合理的解釈に限 むしろ、そのアンビヴァレ 彼のペルフェ に (あるい クティビリテ ンスの自覚を 後に見る はそ

論

の狙

ては、 いる。 前提を踏まえたうえで、 のである。 般道徳はそもそも諸個 さて、 つまり、 般道徳の内容が しかし他方、 般道徳の同定方法だが、 高貴な道徳の場合とは異なり一般道徳においては、 このことは個人の主体性の軽視、 彼は一般道徳の同定に際してとりわけ重要な役割を果たすのが公共精神と世論であると 人間の道徳的価値・意見および道徳感情の交流に由来し、 (ことに近代のそれは)終始個人主義的エートスに彩られているからである。 コンスタンは一方でその意味内容を確定するのは各々の個 13 わんや個の全体への解消を意味しない。 個人が最終決定者としての資格を有し得な またコンスタンの想定にお 人ではな というのも、 こうした

長い 紀に顕在化した新たな言論空間・公共性とともに現れた世論のみを示すわけではなく、 として扱い、 コンスタンは公共精神 歴史のなかで醸成され内面化され常態化した共有了解としてのエートスをも含意する。 その 舶 時には同義語とさえ看做す。 法においてヒュームに接近する。 (l'esprit public) また、 と世論 習俗、 それは狭い意味での世論、 (l'opinion もしくは l'opinion publique) 慣習、 伝統的質 価値、 時代精神との関連をも重視すると すなわち どの共同体にも存在する、 (フランスの場合) とをしばしば類似 さらに、 こうした世 十八世

論と政治との関係についてもコンスタンはヒュームに近い考えを示す。

周知のように、

ヒュームはその論文「政

まる。」

府 は世論だけであり、この原則は、 の第一原理について」(一七四二年)の中で、政治権力は被支配者の世論に由来すると主張した。「政府の基礎 自由な人民的な政府にも、 もっとも専制的で軍事的な政府にも一様に当ては

なもの、 り近代の特徴といえよう。「この世には二つの権力しか存在しない。一つは正当でない権力、 morale) 世 大があらたな公共性と世論の形成に寄与し、市民がより積極的に社会と政治に働きかけるようになり、 道徳に対しても政治に対してもより直接的かつ広範な影響を及ぼすようになった点を強調するのである。 代社会に固有な世論・公共精神の形態・働きに注意を促し、 .かうと警告するのである。(一般意志が政治権力の主たる正当性根拠として広く認められるようになったのも、 ・出版の自由が保障されなければ)、国民はアトミスティックにして受動的な存在に成り下がり、 コンスタンもこの主張に倣い、 印刷技術の飛躍的進歩による新聞・ジャーナル・書籍の広範な普及、そしてそれに伴う読者層・教養層の拡 に敏感に反応せざるをえない状況が生じたのだと。 つまり一般意志である。」) をなすと同時に「国家の生命」(la vie des Etats)でもあると述べ、それが否定されるならば 世論が政治的正当性のレベルで重要な働きをすることを認める。 ゆえに、 それが以前より遥かに能動的な性格を有するために、 彼は世論が 「道徳の基礎」(la base 力である。 もう一つは正 但し、 国家も滅亡へ 権力側 すなわ 彼は近 やは

恐怖政治および白色テロがまさに世論の操作・悪用によって実現したという事実 えるわけだが)が重く受け止められたのである。したがって彼は、すべての世論が同等に尊重されるべきだとも. 論は政治社会の改善 したコンスタンが、 世 の作用にこうした意義を認める立場はコンスタン固有のものではない。 具体的な歴史的経験を念頭に置きつつ世論の両義性に注目した点は特筆に値する。 (ペルフェクティビリテ)にとって重要な役割を果たしうる一方、 (少なくともコンスタンはそう考 ただ、 専制の手段ともなりえ、 スト -革命 つまり世 期 に活

それ 専制に奉仕することさえあり得るのである。 が予定調和的 に国民の一般意志を反映するのだとも考えない。 それどころか、 世論 は一 般意志の名に

お

論 • 所有 がそうであったように、 徳の実現を夢見る急進的共和派の主張も、 飽くまでもペルフェクティビリテの進展に即した歴史的事件と捉え、 である。 主権と革命推進の名において人権の侵害 であるとして)人権宣言に謳われた諸権利を否定あるいは大幅に制限しようとする反革命派 もある。 なお、 出 (権) 版 そう主張する際にコンスタンが想定している主たる論敵は、 (また、 つまり、 の への攻撃を阻止し、 自由を含むし 第一 一方では、 帝政期にはナポレオンとその支持者への批判も展開される。) 人権原理と人民主権とをフランス革命の遺産として擁護しつつも、 を尊重する立場から、 フランス革命と恐怖政治とを一体のものと看做し (すなわち後者が前者の必然的 安定的な立憲制を確立する形で革命を終わらせようとしたのである。 (特に政敵の) ともにアナクロニズムとして非難する。 前近代的王政の復権を唱える反革命派の主張も古代人の をも容認する急進的共和派が批判の対象となってい 反動的な右派であると同時に過激な左 その果実であるとされる人権原 コンスタン自身はフランス革命を 彼は、 当時の多くのリベラル それ以 が、 他方では、 Ĺ の平等化 理 自 るの 由 人民 派 帰 言 Þ ح 結

種類 なものではなく、 護しつつ、 益などを追求する過程で捻出される人為的ないし恣意的な世 要性を説きなが あるとい 世 後者の危険性を訴える。 |論が少数者集団によってい う主 ?ら同 張が導かれ むしろそれは長 時に、 それが圧制や恣意的支配の道具にならない る――ペ い歴史の過程において漸進的に累積されていく思想に由来するものであると。 Ļλ ルフェクティ わく、 かに容易に支配され操作されうるかを思い知ったコンスタンは、 賢明な世論とは陰謀や気まぐれなどによって一夜にして生じるよう ビリテの過程におい 世論である。 (51) ための方法を模索する。 て自然に生じた賢明な世論と、 いうまでもなく、 コンスタンは前者を擁 そこで世 党派 世 に 論 は二 的 0 利 重

公共精神

(計世)

論

は時の果実である。

それは長い時間をかけて獲得された思想、

練磨された感覚、

絶え間ない

な の(5 だ。) 験の遺産であり、 なかから生まれ、 えるのは時の地位を奪えと唱えるに等しく、このような身の程を知らぬ行いはいかなる簒奪者にもおよそ赦されぬこと 人びとから自律し世代から世代へと伝わり、また変容してゆくものだ。(……) 公共精神は国民 彼らは日々それに自らの経験を積み重ねてゆく。 公共の精神を新たに生み出さなくてはならない の経

ば 権利がすべての市民に平等に保障されたとしても、大半が実際にそれを有効に行使する能力を有さない 明な世論が形成されるはずだ、と結論するほどコンスタンはオプティミストではない。 ものであっても)、悲惨な結果を不可避的に招くとされる。しかし他面、言論・出版の自由を保障すれば自ずと賢(፡፡シ) 甚だ困難であり、 自由の保全は最低必要条件として要請される。これなくして世論ならびに一般道徳が望ましい形で発展するのは こうした賢明な世 (例えば各々が自らの私的利益のみを追求する形でしか発言できないような場合)、そこからいわば自然発生的に賢 いわんや公権力による世論の操作は、その動機がなんであれ(仮に公共善や啓蒙の実現を目 .論が(ことに近代において)形成されるための条件とは何であろうか。 仮に言論 無論、 出版 言論 のであれ の自由 出 版 0)

ではそれにもはや付け足すべきことは何もないとまで述べている。(5) 教育を提案した。 る。 民の大半を占める限り、 明な世論が生じることは期待できないからである。 コンドルセの思想にもみられる。 れているような自由と権利がどれだけ完璧に保障されようとも、 ところで、このような市民の政治参加能力に対する懐疑ないし不安は、 周知のように、 興味深いことに、 コンドルセはこの問題に対処するため、理性を有効に使用できる市民の形成を目的とする公 形式的平等の保障は逆説的にも実質的不平等の助長と一層の隷属を齎すと考えるのであ 彼もまた人権の形式的保全に纏わる陥穽を痛烈に自覚しており、 コンスタンはこうしたコンドルセの教育案に全面的な賛意を表し、 政治参加 したがって、人権の不可侵性とそれを前提と しばしばオプティミストと看做され の目的と意義を理解できない 人権宣言に謳 ある箇所 者が 国 る

異口同音に訴えるのである。 ためには、 する人民主権の実現がペルフェクティビリテに呼応し、 大半の市民が有意味に政治に参加できるような理性と判断力を身につけなければならない、 賢明な世論に導かれる政治社会の共同運営が 可能となる

えないだろう。 作用を重視した点を考慮するならば、 である。それでは次に、 かしながら、 コンスタンがコンドルセのペルフェクティビリテ論を不当に思弁的であるとして批判したゆえん コンスタンが理性の働きと同じくらい、 コンスタンが理性とその役割をどのように捉えたかをみてみよう。 われわれは両者の見解が終始一致していたわけではないことを認めざるを あるいはそれ以上に高貴な感情や宗教感情 Ħ 的 論 的

⑤ 理性と一般理性

l'examen) に存するとしていることからも、 較」(une comparaison えて推測するのであれば、 わんや理 るいはヘーゲル的な生成する理性を想定しているのか、 厳密な定義や説明の不在ゆえ、 ンスタンは、 **|性の概念史のなかにそれを位置づけ、** 理性の働きが des ヘルダーの影響を挙げることができるかもしれない。 arguments, われわれ 「諸観念の連鎖」(la chaîne des idées) はその理性がどの程度 des probabilités et des chances)、「比較、 理性をある種の推理能力と解していることは明らかであろう。(ミミ 具体的な影響関係を特定することは不可能と思われる。 といった問いに明確な解答を与えることはできない。 「直覚知」(noēsis) をも含意しているの に関わり、「論拠、 既に述べたように、 検討」 蓋然性、 (la comparaison, 可能 コンスタン しか か 性 の比 あ

例えばコンス

タンは、

的に獲得する社会的

はそもそもペルフェクティビリテ論を展開する時点でヘルダーの影響を認めていたわけだが、

・文化的能力とするヘルダーの考えは、

コンスタンも共有するところである。

理性を人類

が

漸進

「理性は進歩もすれば後退もする能力である」(la raison est une faculté qui se perfectionne ou se

られているかにフォーカスを当てることにする。

確になるとも思えないので、以下においては、むしろコンスタン自身の思想体系の中で、

いかに理性が位置づけ

他の思想家との類似性を指摘したところでそれは飽くまでも推測の域を出ないうえ、コンスタンの考えがより明 の間に一定の交流があったという事実からして、その影響も完全には否定できないであろう。しかし、これ以上の間に一定の交流があったという事実からして、その影響も完全には否定できないであろう。しかし、これ以上 えている。 détériore)と述べているし、 また、F・シュレーゲルも同じような理性の捉え方をしていたが、コンスタンとシュレーゲル兄弟と 後にみるように人間知性は歴史の異なる段階において異なる認識を可能にすると考

力であるにもかかわらず(あるいは、そうであるがゆえに)不可謬な手段とはなりえず、 な判断を下すことこそが、道徳的存在になるための条件だと訴えるのである。したがって、理性は改善可能な能 もはや道徳的存在であることをやめる」と述べ、むしろ不確実性のなかで苦悩しつつも自ら理性を使用し道徳的 どころか、 誤謬の可能性したがって不確実性を伴う」。ただ、これは必ずしもネガティブなものとして捉えられ(器) 理性が(ことに道徳の領域においては)確実性を保障する手段にはなり得ないと主張する。「比較・検討は、 ンスタンの理性概念が静的な論証的推論のみを意味するわけではないことは右にみたとおりだが、 彼は 「すべての人間的事象には不確実性が含まれる。あらゆる不確実性を免れるのであれば、 またそもそもそうした不 ない。 彼はさら 人間は それ

知性による発見のうちには不変のもの、不可謬のものなど一つとして存在せず、またそういったものが存在しなければ 言い方が許されるならば、 それも宿り得るかもしれない。だがこのような理性があるのは人間のなかにでも人間のためにでもない。 無謬の理性を見出しうる、 人はこの知性を判断の求められている対象へと傾ける――行動を強いられたその時々に、またこのような 自らの欲求に応じて段々と。この知性は前進する、 あるいは見出さねばならないというのは、 いずれも真実ではない。 だが進歩するというまさにそのゆえに、 無限の存在にならば 限られ た知性

可謬の能力が獲得可能であると信じること自体が誤った認識として批判される。

内に留めるかである

ならない必然性もありはしないのだ。不変であるべきだと思うものを、 物理的なもののためわれわれの感覚に 道徳的な何かのため、 め、われわれ自身の心のなかに。 (®) 自然はそのとおり配した。だが我々の理性にで

齎すと警告するのである。(62) こそしないものの、むしろ 役割を重視するからである。 面に力点を置く。そして、 てしまうと、公権力はまさにその名において恣意的支配を正当化しようとするであろう、と。これはいうまでも(6) なく人権を不可侵な権利と看做し主権制限論を唱えるコンスタンにとって最も警戒すべきことの一つである。 以上のような訴えは、 また、道徳と宗教の領域において理性の限界が再三強調されるのは、 さらに彼の政治的主張とも連動している。 感情から切り離された理性の使用が、ことに宗教の領域においてはさまざまな弊害を (宗教感情と同一視されることもある) 彼は理性が感情、 情念、 欲望を抑え人格の陶冶に役立つという伝統的な主張を否定 高貴な感情が理性の改善に寄与し得るという側 į, わく、 コンスタンがそうした領域で感情が担 旦不可謬な理性の存 在が 認 めら う

て、 勿論、これは感情の理性に対する絶対的優位を意味するわけでも、 それどころか、 かなる領域において、 特定の領域内では理性が不可欠にして中心的な役割を果たすと考えられる。 いかなる仕方で理性を使用するかであり、またいかにその越権を許さず正当な限界 理性の役割の矮小化を意味するわ 問題はしたが けでも

めには必要不可欠となる。だがしかし、 れわれに与えられる。 果についての観念である。こうした観念は、現象すなわちわれわれの感覚に訴えてくる外観を観察することを通じてわ のなかで獲得した知識によってこれらの観念に到達するからだ。 ある種の観念は、自らに適した領域に留まるかぎりにおいて正当とされる。というのも、 したがってそれは適用可能であり、 内的感覚はこの領域からは切り離されているものと考えられる。 こうした外観を有する領域のなかでわれわれの判断を導くた それは時間、 空間、 延長の観念であり、 人間の精神はまさにその領域 なぜならば また原因と結

だろうか。(8)にの場合には正当だったその論理展開の仕方も第二の例においては不適合である、というのは明らかではないたら、最初の場合には正当だったその論理展開の仕方も第二の例においては不適合である、というのは明らかではない もし一つの論理展開の仕方が、ある対象については、 どこの感覚が強力な場合もあるにせよ、 厳密な理論の帰結を内奥の感覚に適用すると、時には論法の徹底した精確さをもってしてもその抵抗に打ち克ち得 ても満足のゆく結論へと導きながらも、 かしもしわれわれがこの因果関係の観念を魂の本性に持ち込むなら、それは直接かつ不可避的に一切の自由意志の否定 嫌悪を催しながらそれを否定することもできぬ苛立ちさえ引き起こすような帰結をわれわれの精神に導き出すとし つまりわ 外的な対象物およびそれとわれわれとの関係に纏るものについて、すべての合理的な論理の基礎をなす。 ħ われの内的感覚がどう頑張っても認めることのできない帰結へとわれわれを導くだろう。 他の問題については知性に逆らい内的感覚と反発し、 ほぼ常にその帰結と感覚とは対立してしまうからである。 われわれの知性に明晰と思われ内的感覚とも一致し、精神にとっ およそ納得い たとえば原 ところで、 かぬばかり 因と結 Ø

配権を確立した領域に再び力が介入しようものなら、悲劇的事態が不可避的に到来するとされるのである。 のと理解される。 抗するならば、 この世界には二つの原理がある、力と理性だ。双方とも、常に対極に位置し反比例の関係にある。 さらに、ペルフェクティビリテの進展は理性の支配する領域の拡大、そして力の支配する領域の縮小を伴うと 必然的に力が後退せねばならない。というのも理性は進むのみで退くことを知らないからである。 そこから悲惨な戦いが引き起こされる。 その場合、 理性の領域の拡大は (少なくともデ・ユーレには)不可逆的とされ、 それは理性の咎ではない、 力の罪である。 理性が歩を進 これに力が対 旦 理性 めたな

なかった」。したがって、 領域に関しては理性によって征服され得ない部分が常に存在するということである。 れてはならない **|代は理性の展開にとって好条件を供する。** のは、 ペルフェクティビリテの展開とともに理性の領域が拡大していくにもかかわらず、 理性の支配する領域への力の介入は道理に合わないと同時に危険でもある。ただ、忘 「理性の勝利にかくも多くの機会を与える時代はいままで存在し コンスタンの考えでは、 感情 理 0

じ得ない点が窺えよう。 性の相互作用によって可能になるとされることからも、 性によって達成し得ることには必ず限界がある。 そもそもペルフェクティビリテの進展が自由と高貴な感情と理 理性が不可欠でありながらもなお、 部分的な役割し

可欠とされるが、 触れたように、 さてこれまでのところ、 理 性 が 般道徳や世論、 世 「論が賢明なものとなるためには、 しかし一体いかなる理性がいかなる仕方でこれを可能にするのであろうか われわれはコンスタンの思想における理性の特徴と位置づけを概観したわけだが、 そして市民の政治参加とどのように関わるかを明らかにしなければ また市民が政治に有意味に参加するためには理性の使用 なら つない。 が不 次

があ れよう。) を司る理性を指す。 この問題を考える際、 以下の引用文からもわかるように、 (また、ここでも政治権力の介入してはならない個人的領域の存在が前提となっている点が確認さ われわれはコンスタンの「一般理性」(la raison commune) という概念に注目する必 一般理性とは政治社会の共同運営に際して適用される、 多数者原

きない てはならない。 る必要がある場合には、 彼は後者を同胞らの多数者が具える能力に釣り合わせねばならず共有されている境界線からは一歩もはみだすことがで らの個人的存在を向上させるための手段を、 社会における人間の存在には二つの側面がある。 の権威をもって統治すべきなのである。 からである。 一つは他者から切り離して独立を保っておく。 それとは異なり個人的存在に関しては、 したがって、ここからわれわれが一度ならず述べてきたことが帰結する――つまり個人を社会に服 社会の理性すなわち一 とはいえそれを除けば他 社会的存在のためのそれよりも明らかに多く手にしている。 私は前者を社会的存在、 般理性が、 人間はその一つを共同のものとし同胞たちに依存させているが、 彼自身の能力が許すだけの水準まで自由に向上させることが可能だ たとえどれほど不完全なものであり得ようとも、 のいかなる時でも個人の理性は依然として自由でなく 後者を個人的存在と呼ぶことにしよう。 というの やはり最高 従させ ま

影響関係は否定できないだろう。(8)

概念をコンドルセから学んだかどうかは、 際には一 ではない以上、その機械的適用は弊害を齎す。 格があるのは陪審員だと訴える箇所でも一般理性への言及がある。 の用語を最初に同じような文脈で用いたのはコンドルセに他ならないからである。 この そのほ 般理性が表明されねばならず、それは陪審員によってなされるのだとコンスタンは述べるている。(※) 般理性という概念を理解するためには、 か、 道徳的理由などにより大臣や上官の命令に従わなかった場合、 直接の言及がない限り断定はできないが、 したがって、 再びコンドルセを参照するのが有益となろう。というのも、 抵抗した者の動機や潔白さや罪の度合いを解釈する 法律があらゆる状況を想定して作られたもの その不服従行為の正否を判断する資 勿論、 その内容の類似性からして 実際コンスタンがこの そ

限定される。 が 般理性が形成されねばならないとするのである。 支配になるわけだから)、多数者の同意が無条件に法律の正当性を担保するわけではなく、 大分異なり、 0 する手段にもなりうることを指摘し、 という概念の重要性も認めている。 成立する前に、 コ ンドル 般理性) したがって、正当な政治社会においては多数者原理が尊重されるべきとしながらも(さもなければ少数者 的理性 セは一方でルソーと同じように、 そしてこのように一般意志が一般理性に規定され制限されるというロジックにおいては、 が尊重されるべきなのである。 (la raison collective du plus grand nombre) とを区別し、 般意志の働きは一 法案の合理性を検討する市民による議論が必要であり、そうした議論を経て形成された世論 般理性によって承認された法の施行といういわば手続き的かつ手段的な役割に しかし他方で彼は、 一般意志が一定の合理性、 また、 共和政とは人民主権と法の支配に基づく政体であるとし、 コンドルセはこう主張する際に、多数者の集団的意志と多数者 この図式のなかでは一般意志の位置づけもル ルソーの一般意志が無制限的主権と恣意的支配を正当化 つまり「一般理性」 後者の重要性を強調する。 に基礎づけられる必要性 一般意志に先立って一 ソー すなわち、 のそれとは 人権侵害 般意志 法

いわけだが、 (もちろん、このようなロジックが成立するためには、 を容認するいかなる正当な権力――それが多数者の意志に基づこうとも― コンドルセは人権を自然権と看做すことによってこの立場を擁護する。) (73) 人権の不可侵性が合理性創出の自明な前提条件にならねばならな ―も存在し得ないということになる。

般理性そのものも改善可能なものと看做されるのである。(注) 的に共同統治する政体なのである。また、そうであるからこそ法律および憲法は修正可能でなければならず、 とって真の共和政とは、 きってしまい、 対性を主張するロベスピエールの徳の政治とを。 シエースのエリート主義と、より実質的な人民主権を唱えつつも人民の政治的判断能力を問わずに一般意志の絶 スピエー ちなみに、 ルの主張をも論駁しようとしている。すなわち、人民主権を認めつつも実際の人民を政治(マイン) シャルル・クーテルによれば、コンドルセはこうした考えを展開する際に、 ゆえに彼らのうち多くの者にとって、自由とは自ら選んだ指導者にのみ従う権利なのだ」。 政治参加の目的と意義を理解し一定の政治的判断力と批判的精神を有する市民が、 コンドルセはこう述べる。「人々は他者への服従にかくも慣れ 同時にシエースとロ から排除 彼に 合理 する

り、さらに一般理性が法律と世論に一定の合理性を付与すると考える点においても、 61 し かしながら、 さて、 た側面もある コンスタンの一般理性概念に話を戻すが、既述のように彼もまたそれを多数者原理との関連で論じてお 以下の引用文からもわかるように、 コンスタンには一般理性の適用を一種の便宜的措置と捉えて 両者の見解 は一 致してい

人間 人間 を治めるに足るほどにはそれを手にしていない。力よりも合理的でありながら、 つような理性 には必要なのだ。そしてここから、 の精神は、 (raison commune et convenue)、すべての個別的理性の平均として生まれたもの、 力と策略の支配にこれ以上長く身を任すにはあまりに知に溢れ、 法的な取り決め(conventions légales)、 同時に理性よりも抽象的でない何かが しかしながら、 つまり共有され合意によって成り立 理性のみによって自ら 部の人々に比べ

みまで導くという美点によって償われる。 の誤謬に啓かれた精神までも従わせてしまうその欠陥は、 れば不完全ながら他の大多数の人間にとってはより完全に近いような理性が求められるに至る。本来なら斥け得たは 粗野な精神を彼ら自身では理解し得なかっただろう真理の高

されると想定したからである。また、世論形成に携わるという形での政治参加がすべての市民に開かれていれば(宮) 通選挙の即時導入には消極的であった。この点、彼はむしろ「能動市民」(citoyen actif) と「受動市民」 いと看做していたようである。 (その場合、 ックにも?)選挙権を有さない者の利益も有権者である中産階級(classe intermédiaire)によって間接的に代表 政治において国民の意志が十全に表明され得ないとは考えていなかった。というのも、彼は(オプティミスティ を擁護したわけだが、 そのことは選挙権の問題をめぐる両者の見解の違いからも窺える。 する彼らの認識の相違があったと思われる。ある意味ではコンスタンの方がペシミスティックだったといえよう。 (citoyen passif) とを区別し制限選挙制を擁護したシエースに近かったといえよう。もっとも、だからといって こうしたニュアンスの違いが生じる背景には、 ・出版の自由が平等に保障されねばならない)、制限選挙制も賢明な世論を形成する障害にはならな コンスタンは、 教養市民層の拡大に応じて段階的に有権者を増やすべきとしながらも、 当時の市民たちがどれほどの政治参加能力を有してい 周知のように、 コンドルセは普通選挙の導入

そもそも一般道徳は高貴な道徳との交流なくして成立し得ない以上、こうした一連の問題を理解しようとする際 ンスタンにとって理性および一般理性は、高貴な感情や宗教感情との相互作用を通じて漸進的に改善されるもの たとおり、 以上より、 したがってそれらの感情が長い歴史のなかでどのような作用を齎してきたかが考慮される必要がある。(※) 彼は一般理性のみによって世論が賢明なものとなり一般道徳が開示されると考えたわけではない。 コンスタンの一般理性概念がある程度明らかになったと思われる。 しかしながら、 既 に述 コ

以下の数節においては、そうした全体像を把握する上で重要になると思われる内面的ペルフェクティビリテの他 の側面に光を当てることにする。 わ れわれ はペルフェクティビリテの全体像に眼を向けなければならないのである。これは第五章の課題となる。

- $\widehat{1}$ 「世俗宗教」については、以下を参照。Marcel Gauchet, *La religion dans la démocratie* (Paris: Gallimard 歴史哲学にもいろいろあるが、ここでは「世俗宗教」(religion séculière)と結びつくものとして解している。
- (\alpha) De la liberté des anciens comparée à celle des modernes, in Écrits politiques, ed. by Marcel Gauchet 自由と比較された古代人の自由について」『中京法学』第三三巻、第三・四号合併号、一九九九年。 順訳「現代人の自由と古代人の自由」『福岡大学法学論叢』第二三巻、第一号、一九七八年、大石明夫訳「近代人の (Paris: Gallimard, 1997), pp. 588-619. 以下、Liberté des anciens と略記。邦訳は以下の二つが存在する。毛織大
- (\(\sigma\)) Liberté des anciens, p. 602
- (riangleq) Principes de politique applicables à tous les gouvernements, in Les «Principes de politique» de Benjamin は『政治原理論 (一八一五年)』と略記。 年)』と略記。一八一五年の『政治原理論』は Ecrits politiques 所収。以下 Principes de politique(1815)もしく tion actuelle de la France とは異なるので、以下 Principes de politique (1806) もしくは『政治原理論(一八〇六 Principes de politique applicables à tous les gouvernements représentatifs et particulièrement à la Constitu 執筆されたとされるコンスタンの手稿をエティエンヌ・オフマンが編纂したものである。一八一五年に刊行された *Constant*, ed. by Etienne Hofmann, vol. 2 (Geneva: Droz, 1980), p. 28, 512. この文献は一八○六−一八一○年に
- (5) ちなみに、クローチェやグスタフ・グローツを含む一部の論者は、コンスタンの描く古代社会が実際のそれと乖 と)古代―近代の図式化を行ったのは明らかであろう。 マ史に造詣が深かった点に鑑みれば、 離している(あるいは一面的かつ誇張された描写に過ぎない)として批判したが、コンスタンが古代ギリシア・ロー 彼がいわば確信犯的に(自らの時代の政治的現実に働きかけるという意図のも

- (6) 例えば、以下を参照。Principes de politique (1806), p. 437; Du développement progressif des développements, vol. 2 (Bruxelles: Mat, 1825) p. 203 fn. (以下 De la religion, vol. 2 と略記。) religieuses, in Ecrits politiques, pp. 634-635; De la religion considérée dans sa source, sa forme et ses
- (7) スコットランド啓蒙思想においても商業社会の両義性は重要なテーマをなしていた。David Spadafora, *The* stant, 5 (1985), pp. 3-15 modern liberty: commerce and civilisation in the writings of Benjamin Constant', Annales Benjamin Con-Idea of Progress in Eighteenth-Century Britain (New Haven: Yale University Press, 1990), pp. 274-284. ンスタンとスコットランド啓蒙思想との関係については、以下を参照。Biancamaria Fontana, 'The shaping of
- (∞) De l'esprit de conquête et de l'usurpation, in Écrits politiques, p. 130; Liberté des anciens, p. 597; Du développement progressif des idées religieuses, p. 633.
- (\mathfrak{S}) De la religion considérée dans sa source, sa forme et ses développements, vol. 1 (Bruxelles: Mat, 1824), pp. XXI-XXII, fn. 1. (以下 De la religion, vol. 1と略記。)
- bien entendu に言及することがあるが、興味深いことに、その語法はコンスタンのそれに近い。トクヴィルの語法 その語に大分異なるニュアンスを籠めているため、本引用文では別の訳語をあてた。なお、トクヴィルもl'intérêt 解された利益」と訳され、コンディヤック以来啓蒙思想においてしばしば重要視されてきた概念だが、コンスタンは については、宇野重規『デモクラシーを生きる』創文社、一九九八年、一二八-一三八頁を参照。 De l'esprit de conquête et de l'usurpation, pp. 297-298. ところで、l'intérêt bien entendu は通常
- (\Pi) De l'esprit de conquête et de l'usurpation, p. 218; Principes de politique (1806), p. 363; Collection complète des ouvrages publiés sur le gouvernement représentatif et la constitution actuelle de la France formant une espèce de Cours de politique constitutionelle, vol. 1 (Paris: Plancher, 1818), pp. 317-318. (公下 Collection complète, vol. 1 と略記。)
- (2) De la perfectibilité de l'espèce humaine, in Écrits politiques, pp. 700-701. なお、これは Mélanges de littérature et de politique (Paris: Pichon et Didier, 1829) に収録された論文なので、以下 Mélanges-Per

gouvernement actuel de la France et de la nécessité de s'y rallier, Des réactions politiques, Des effets de la Constant, ed. by Etienne Hofmann, vol. 1 (Geneva: Droz, 1980), p. 345 ており、それは「コンスタンの著作に偏在する」概念なのである。Les «Principes de politique» de Benjamin du gouvernementと略記。ホフマンも指摘するように、コンスタンは早い時期からペルフェクティビリテを重視し terreur, ed. by Philippe Raynaud (Paris: Flammarion, 1988), pp. 79-80, 79-80 fn. g を参照——以下 De la force fectibilité と略記する。コンスタンは最初期の政治パンフレットにおいて既にペルフェクティビリテに言及している。 De la force du gouvernement actuel de la France et de la nécessité de s'y rallier, in De la force du

perfectibilité de l'espèce humaine', in *De la justice politique*, ed. by Burton R. Pollin (Québec: Les Presses de 不明だが、一八〇三年以前であることは確実——以下 MSS-Perfectibilité と略記); 'Fragmens d'un essai sur la liothèque Nationale, Paris, MSS N.A.F., 14362, ff. 66-83(このパリ国立図書館所蔵の手稿がいつ執筆されたかは 手稿をB・フィンクが活字化したもの――以下 *Égalilé* と略記); 'De la perfectibilité de l'espèce humaine', Bib· Benjamin Constant', *Dix-huitième siècle*, 14 (1982), pp. 203-214(一七九九—一八○○年頃に執筆されたとされる actuel et de la destinée de l'espèce humaine, ou histoire abrégée de l'égalité', in Beatrice Fink, 'Un inédit de Dix-huitième siècle, 14 (1982), pp. 215-16 (B・フィンクが活字化した手稿)。 l'Université Laval, 1972), pp. 363-73(この手稿は一八○三年から一八一○年の間に執筆されたものと思われる-ペルフェクティビリテに主題を特化した論文は、Mélanges-Perfectibilitéのほか以下が存在する。'Du moment Fragmens-perfectibilité と略記); 'Suite d'idées' in Beatrice Fink, 'Un inédit de Benjamin Constant'

religion', Romantisch Forschungen, 74 (1962), pp. 77-108 at p. 102) という指摘は慧眼である。 の「『宗教論』は(…)進歩の弁明である」(Frank Paul Bowman, 'Benjamin Constant, Germany, and *De la* さらにペルフェクティビリテはコンスタンの宗教論においても中心的なテーマをなしている。その意味でバウマン しかし意外なことに、コンスタンのペルフェクティビリテ論を詳しく論じている研究書はほとんど存在しない。

308; "The idea-world of Benjamin Constant', p. 70, 128) は、コンスタンのペルフェクティビリテ論の狙いと特徴 を逆に見えづらくしているように思える。 していない。また、印象論的になされるヘーゲルとの類似性の指摘('Benjamin Constant on Equality', pp. 307-コンスタンのペルフェクティビリテ論が彼の政治理論および宗教論といかに内的に関連しているかを充分に明らかに Révolution), ed. by Michel Vovell, vol. 1 (Oxford: Pergamon Press, 1990), pp. 1042-1052. 但し、フィンクは、 de la révolution française (communications presentées lors du Congrès mondial pour le Bicentenaire de la la chronologie', in *Benjamin Constant, Madame de Staël et le Groupe de Coppet*, ed. by Etienne Hofmann (1982), pp. 199-218; 'Benjamin Constant face à la révolution et le projet de réfutation de Burke', in L'image (Oxford: Voltaire Foundation, 1982), pp. 177-187; 'Un inédit de Benjamin Constant', Dix-huitième siècle, 14 (Cleveland: Case Western Reserve U.P., 1973), pp. 67-81; 'Benjamin Constant et la guerre ou l'erreur contre Enlightenment', in Studies in Eighteenth-Century Culture, III: Racism in the Eighteenth Century

- 取り止めたのも、そうした変化の表れといえよう。 Fragmens-Perfectibilité, p. 363. また、ゴドウィンの『政治的正議論』を翻訳したにもかかわらずその刊行を
- Mélanges-Perfectibilité, p. 702. 以下も参照。Fragmens-Perfectibilité, p. 368
- (5) Mélanges-Perfectibilité, p. 710.
- 210-213; De la Force du gouvernement, pp. 79-80. 277; 'Suite d'idées', pp. 215-16; Du développement progressif des idées religieuses, pp. 523-527; Egalité, pp. Fragmens-Perfectibilité, pp. 366-368, 371-72; Mélanges-Perfectibilité, pp. 712-720; Mss-Perfectibilité, f.
- (\(\sigma\)) Deux chapitres inédits de l'esprit des religions (1803-1804): Des rapports de la morale avec les croyances mentaire sur l'ouvrage de Filangieri (Paris: Dufart, 1822), quatrième partie, pp. 296-297 (以下 Filangieri ム religieuses et De l'intervention de l'autorité dans ce qui a rapport à la religion, ed. by Patrice Thompson (Geneva: Droz, 1970), p. 136 (以下 Deux chapitres と略記) ; Principes de politique (1806), p. 363; Com-

Constant on Equality', Journal of the History of Ideas, 33 (1972), pp. 307-314; 'Benjamin Constant and the

略記); Pensées détachées, in De la perfectibilité de l'espèce humaine, ed. by Pierre Deguise (Lausanne: Éditions l'Age d'Homme, 1967), pp. 97-98

(18) Principes de politique (1806), p. 363. この一文が最初に登場するのは、Deux chapitres, p. 136。 quatrième partie, pp. 296-297)。さらに、Pensées détachéesでは、改革が時代精神に適合していなければならな gieriでは同文が繰り返されると同時に、以下の一文が註に挿入される。「かつてトリビューンにて『自由に犯した こうした努力は実を結ばないだろう、あるいは万が一目的が達成された場合においても、その目的は支払われた対価 り少ないと思われる見解で代替しようと望んではならない。過ちに加担する人びとばかりか、教養あふれる真理の、 過ちは強制された真理以上の価値を持つ』と私が述べたのはまさにこの意味においてであった」(Filangieri. ほどの価値を持たないのだ」(Pensées détachées, pp.97-98)。Deux chapitres, p.150 にもほぼ同一の文章が含ま つまり知的自立の友をすべて敵に回すようなこの試みによって、政府は彼らとの敵対を余儀なくされるからである。 いとの立場から、次のように述べている。「政府はすでに存在している誤謬を、自らにとってより正しいか過ちがよ

Gertrude Himmelfarb [London: Penguin Classics, 1985], p. 116). See also Ibid., pp. 96-118 the growth of any real and heartfelt conviction from reason or personal experience' (On Liberty, ed. by dogma becoming a mere formal profession, inefficacious for good, but cumbering the ground and preventing will be in danger of being lost or enfeebled, and deprived of its vital effect on the character and conduct: the comprehension or feeling of its rational grounds. And not only this, but, . . . the meaning of the doctrine itself earnestly contested, it will, by most of those who receive it, be held in the manner of a prejudice, with little opinion be not only true, but the whole truth; unless it is suffered to be, and actually is, vigorously and 興味深いことに、J・S・ミルも『自由論』で同じような考えを表明している。'Even if the received

<u>19</u> 直な行為へと向かわせる精妙な動機と善良なる本能に、こうした行いから一切の道徳性と価値すなわち実際には世論 あるいは道徳の奨励と自ら称するものによって、自由と等しく道徳に対しても害悪をなすこととなる。 Principes de politique (1806), p. 363. コンスタンは次のようにも述べる。「政府はその誤った方策のゆえに、 われわれを廉

cipes de politique (1806), p. 602)° は人類の完成のためと称して個々人を堕落させるのだ、人類の幸福のために彼らを抑圧するのと同じように」(Prin まま真理がかえってわれわれにとり誤謬の不都合を具えるような事態を引き起こす動機を置き換える。こうした政府 を奪うような動機を対置し、確信をもってわれわれを真理へと導くはずの理性の連鎖に、 理性も明証性も何ら有さぬ

- 表現するためなのである」(Mélanges-Perfectibilité, p. 703, fn *)。Hume, A Treatise of Human Nature, p. 2 しかしわれわれが一方をいわゆる感覚の名で呼び、他方を観念と名づけるのは、この相違をもっとも明確かつ簡潔に 想起され、外的対象の行為から切り離された、一言でいえば最初の瞬間的な感覚とは異なる類の感覚であるといえる。 うした区別には何らかの形而上学的な不正確さがあるだろう。観念はある意味において、結合され延長され保持され スタンもヒュームも件の概念的区別が常に明瞭な形で現れるわけではないと断っている。「おそらく感覚と観念のこ *Morals*, ed. by Peter H. Nidditch, 3rd edn (Oxford: Oxford University Press, 1975), pp. 17-22. ちなみに、コン Press, 1978), pp. 1-3; Hume, Enquiries concerning Human Understanding and concerning the Principles of -118; Hume, A Treatise of Human Nature, ed. by Peter H. Nidditch, 2nd edn (Oxford: Oxford University concerning Human Understanding, ed. by Peter H. Nidditch (Oxford: Oxford University Press, 1975), pp. 104 Mélanges-Perfectibilité, p. 582. ロックとヒュームの主張に関しては、例えば以下を参照。Locke, An Essay
- (21)「もし各人が自分で自分を支配するなら、より明確にいえば自らの本来の意味における感覚に支配されるならば Perfectibilité, p. 704)。以下も参照。Deux chapitres, p. 133 そこには迅速にして確実な訂正と不断の進歩との常に新しい結合が萌芽として宿っているのである」(Mélanges-そして感覚が観念の影響を統制するかあるいは単に調整することだけでも自然が欲したならば、 の期待も許されないだろう。観念は自ずと進歩するが、感覚にそれは不可能である。(……)もし、それとは逆に人 が観念によって支配されるのであれば、自己完成は約束される。われわれの現在の観念が間違っているとしても、 いかなる自己完成へ
- (2) Mélanges-Perfectibilité, pp. 703-704
- 「いまや、きわめて表層的な検討であってもわれわれを説得するに事足りるであろう。人間は観念によって完全

向が具わっていると結論せねばならない」(Mélanges-Perfectibilité, p. 705)。 人間本性のうちには現在を未来の犠牲とする力、したがって感覚を観念の犠牲に供する力を人間に恒久的に与える傾 かぎり、常に彼は現存する感覚を過去のあるいは未来の感覚に、すなわち観念に捧げるのである。(……) ここから、 かつ排他的に支配されており、何らかの暴力的にして突然な衝撃が彼から一切の能力を活用する機会を奪うのでない

- (2) Mélanges-Perfectibilité, p. 705
- (5) Mélanges-Perfectibilité, p. 706.
- $\widehat{26}$ 感覚に由来する、という明白な真理から出発する。そしてそこから感覚がすべてだと結論する。彼いわく、考えるこ はないのだ」(Principes de politique (1806), p. 41)° という語、あるいは感覚という語の誤った定義である。考えることは感じること、しかし感じることは考えることで とは感じることであり、したがって感じることは考えることなのである。ここに誤謬が生じる。 ヴェシウスも批判される。「たとえばエルヴェシウスにおいて、それは定義を誤った語である。 De Godwin et de son ouvrage sur la justice politique, in Écrits politiques, pp. 680-681. 同様の理 彼はすべての観念は 過ちのもとは感じる
- (2) Mélanges-Perfectibilité, pp. 708-709.
- (\infty) Mélanges-Perfectibilité, p. 709.
- 29 vol. 2 (Paris: Béchet ainé, 1833), pp. 99-100 (以下 Du polythéisme romain, vol. 2 と略記) 1833), pp. 80-89 (以下 Du polythéisme romain, vol. 1 と略記); Du polythéisme romain, ed. by M.J. Matter De la religion, vo. 5, pp. 501-502; Du polythéisme romain, ed. by M.J. Matter, vol. 1 (Paris: Béchet ainé
- (30)「古代の立法者たちは、犯罪を禁じ秩序を保つことだけに専念する通俗道徳(la morale vulgaire)と、 うちにもはや犯罪を許さぬ魂の傾向を生み出すことによって罪を未然に封じるような、より繊細で高貴な道徳とを区 Pichon et Didier, 1831], p. 501)。(以下 De la religion, vol. 4 と略記。) 別していなかった」(De la religion considèrée dans sa source, sa torme et ses développements, vol. 4 [Paris 人間
- 31 pp. 680-681; De la guerre de trente ans, de la tragédie de Wallstein, par Schiller, et du théatre allemand Principes de politique (1806), p. 602; De Godwin et de son ouvrage sur la justice politique, in

- 32 in Mélanges de littérature et de politique (Paris: Pichon et Didier, 1829), pp. 291-292 Principes de politique (1806), p. 306, 363-364, 596, 602; Filangieri, quatrième partie, p. 299; Collection
- complète, vol. 1, p. 370
- (33)「バンジャマン・コンスタンのペルフェクティビリテ論(二・完)」第四章第七節(⑦「道徳的進歩、 する正義観念」)を参照。
- (5) Principes de politique (1806), p. 602 $\widehat{34}$ religion, vol. 4, p. 492; Du polythéisme romain, vol. 1, p. 74. rallier, Des réactions politiques, Des effets de la terreur, pp. 135-139, 142; Deux chapitres, p. 50; De la De réactions politiques, in De la force du gouvernement actuel de la France et de la nécessité de s'y
- 36 See Du polythéisme romain, vol. 1, p. 71. 以下必参照。Principes de politique (1806), p. 601
- 5) De la force du gouvernement, p.71.
- 38 である」(Ibid., p. 203)。 易なことはない。危機的状況においてはほぼ常に、安堵を獲得するにはいま少し高尚なものを目指すだけで足りるの *Égalité*, p. 203. それをいかに克服すべきかという問いに対しては、 彼は次のように応えている。「これほどに容
- (%) Liberté des anciens, p. 618.
- (4) Liberté des anciens, p. 617.
- 以下も参照。Deux chapitres, p. 235. にとって好都合である。それらは人をして自らの利害の狭い領域から脱却せしめる。それらは日常生活の習性とそれ が要求する打算を抑えるような柔軟性、 「それら〔高貴で繊細で深遠な情念〕すべては宗教感情と共通するものがある。それら一切の感情は道徳の発展 繊細さ、高揚を精神に齎す」(Principes de politique (1815), p. 465-466)。
- <u>42</u> Principes de politique (1815), p. 474; Principes de politique (1806), pp. 170-171
- $\widehat{43}$ を強調する研究書はいくつかある。邦語文献では、小野紀明『フランス・ロマン主義の政治思想』木鐸社、一九八六 コンスタンの政治理論と宗教論との内的関連性を重視する研究書は稀少である。逆に、 両者間

- (4)「この〔宗教〕感情はあらゆる高貴で繊細で深遠な情念と親密に結びついている。すべてのこうした情熱とひと considérée dans sa source, sa forme et ses développements, vol. 3 (Bruxelles: Mat, 1825 [= 1827]), p. III, 20 ことができないのだから。(……) どれも論証の厳密さでは解明しえないものなのだ」(*Principes de politique* しく、そこには何かしら神秘的なものがある――何にせよ一般理性ではこれらの情熱をひとつとして満足に説明する (1815), p. 465)。以下も参照。Ibid., pp. 467-468; De la religion, vol. 1, p. XIV, 24 fn. 1, 25; De la religion
- $\widehat{45}$ ポロンの姿を眼にすることあるいはラファエロの絵画を眺めることで自分はよりよい存在になる、と。実際、 領域にわれわれを導いてくれる。」(De la religion, vol. 3, pp. 253-254)。以下も参照。Principes de politique (1806), p. 159; Principes de politique (1815), pp. 465-466; Deux chapitres, p. 236. る種類の美の鑑賞はわれわれを自分自身から切り離し、偏狭な関心事を忘れさせ、より偉大な純粋さと思わぬ完成の 「形態に具わる均衡、高貴さ、調和には宗教的で道徳的な何かがある。ある才人が言った、ベルヴェデールのア

(以下 De la religion, vol.3 と略記); Deux chapitres, p. 235.

- (4) Du polythéisme romain, vol. 1, pp. 80-81; Du polythéisme romain, vol. 2, pp. 99-100; De la religion, vol.
- <u>47</u> (48)「世論を持たぬ国民は、 complète des ouvrages publiés sur le gouvernement représentatif et la constitution actuelle de la France て国民は決して力を持ちえない。世論こそは唯一の人間の絆、道徳の基礎、美徳の報酬なのである」(Collection 155)。以下 Collection complète, vol. 3 と略記。 formant une espèce de Cours de politique constitutionelle, vol. 3 (Paris: Plancher, 1819), sixième partie, p. ヒューム、小松茂夫訳『市民の国について(上)』岩波文庫、一九五二年、二二六頁。訳文は若干変更. 疑り深い異邦人か情け容赦ない敵同士の混乱した寄せ集めにすぎない。世論の力なくし
- (4)「世論は国家の生命である。世論がその原理において打ち砕かれるのであれば、国家は衰退し崩壊に至る。 世論の表明を助勢してきたのである」(*Filangieri*, première partie, pp. 75-76)。以下も参照。*Principes de politi* ゆえに――この点を銘記していただきたいのだが――印刷技術の発見以来いくつかの政府は印刷という手段によって

ジエリの主張に対するコンスタンの批判については、以下を参照。Filangieri, quatrième partie, pp. 278-300. ments d'un ouvrage abandonnéと略記). なお、立法者が国民の世論形成に積極的に関わるべきだとするフィラン deuxième et dernière partie, pp. 61-62; Fragments d'un ouvrage abandonné sur la possibilité d'une constitu 6-7; Mémoires sur les Cent Jours en forme de lettres (Paris: Béchet ainé; Rouen: Béchet fils, 1820-22) -30; Collection complète, vol. 3, sixième partie, p. 7, 148-156; Collection complète, vol. 4, huitième partie, pp que (1806), p. 137, 149, 363, Collection complète, vol. 1, pp. 428-429, 442-447; Collection complète, vol. 2, pp. 29 tion républicaine dans un grand pays, ed. by Henri Grange (Paris: Aubier, 1991), pp. 301-302 (以下 Frag

 $\widehat{50}$ Principes de politique (1806), pp. 22-23; Principes de politique (1815), p. 311.

la religion, vol. 4, p. 493.

- <u>51</u> この区別は、「自然的道徳」と「人為的道徳」という別の区別とも一定の対応関係を有しているといえよう。De
- (52) Principes de politique (1806), pp. 629-630. また、人間の能力には二種類あると説明する箇所で次のように述 きよう」(Ibid., p. 599)。 のあいだに準備したりするための一切が含まれている。第一の能力を実業的、第二の能力を理知的と称することがで そして意見や過去の事実に関する認識、われわれと過ぎ去った時代との間に関係を構築したり、それを将来の世代と し、今ひとつは将来の自己完成へと導くものである。農業、商業、精密科学は前者に振り分けられる。後者には道徳、 べる。「人間の能力は二つに分類されうる。一つは欲求を満たしたりその時々の快楽をもたらしたりするのを目的と
- 602, 610-611. Collection complète, vol. 1, pp. 147-149 Filangieri, quatrième partie, pp. 283-300; Principes de politique (1806), pp. 77-78, 363-365, 368-369, 596
- (钚) Principes de politique (1806), p. 379. コンスタンのコンドルセへの言及は頻繁にみられる。Principes de 影響が大きいといえよう。Principes de politique (1806), pp. 370-377; De la juridiction du gouvernement sur 1791) である。 690. とりわけ参照されるのが Mémoires sur l'instruction publique (Paris: Bibliotèque de l'homme public, politique (1806), p. 28, 45, 72, 370; De la juridiction du gouvernement sur l'éducation, in Ecrits politiques, p コンスタン自身、教育論を展開することもあるが、その内容の類似性からして、やはりコンドルセの

手で果たそうという願望と権利との双方を人々に与えねばならないのだ」(Liberté des anciens, pp. 618-619)。 彼らに保障しなくてはならない。そしてこれらの高尚な機能の実践を通じて彼らを陶冶することで、これらを自らの 公的な事柄に傾け、決意と投票によって権力の行使に貢献するよう呼びかけ、意見表明により統制し監督する権利を 彼らの個人的権利を尊重し自立に配慮し、仕事を邪魔せぬよう慎みながらも、にもかかわらず諸制度はその影響力を 足したとしてもなお為すべきことは多く残されている。 は、次の言葉をもって結ばれている。「立法者の任務は、ただ国民に平和を齎しただけでは完遂されない。国民が満 l'éducation, pp. 689-699. また、 興味深いことに、演説論文「「近代人の自由と比較された古代人の自由 制度は市民たちの道徳教育を実現しなければならないのだ。

<u>55</u> Collection complète, vol. 2, p. 74. 以下も参照。Mélanges-Perfectibilité, p. 706

Principes de politique (1806), p. 358; Deux chapitres, p. 138. ちなみに、ニュアンスは異なるものの、

コン

 $\widehat{56}$

ドルセもまた理性を改善可能な能力として理解している。

- <u>57</u> (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1987), p. 18 ヘルダーやシュレーゲルの理性観念については、以下を参照。 Frederick <u>.</u> Beiser, TheFateof
- (%) Collection complète, vol. 2, p. 74.
- (3) Collection complète, vol. 2, pp. 74-75.
- (6) De la religion, vol. 1, p. 56 fn.
- (61) De la religion, vol. 1, p. 57 fn.
- $\widehat{62}$ 解され歪められる。日々の路上においては、われわれが衝突するだろう岩石や墜落しそうな深淵をこうした理性はは 適用しようとするのは、算術を詩に当て嵌めようとするようなものである。本来の領域から外へ連れ出 われわれの内奥の感情を何一つ説明できないということだった。無味乾燥さと限界にもかかわらずこの理性を宗教に それは魂のあらゆる飛翔に抗おうとする。これまでのところでわれわれが見てきたのは、このような理性によっては っきりと眼に見せてくれる。だが天空に向けられては、 「感情から切り離された理性のうちには、もしこういう表現が許されるならば物質的な側面が存するとい それもわれわれから星々の光を奪う地上の松明に過ぎなくな .えよう。

ってしまう」(De la religion, vol. 1, pp. 109-110)。以下も参照。De la religion, vol. 1, pp. II-20-21, II-71:

Herder en France (Paris: Rieder, 1920), pp. 334-335. Lettre de Constant adressée à Barante (6 septembre 1808), in Henri Tronchon, La Fortune intellectuelle de

- De la religion, vol. 1, pp. 110-111 fn. 2. 以下も参照。De la religion, vol. 3, p. 23
- (名) Fragmens-Perfectibilité, p. 365; Pensées détachées, pp. 99-100. 以下も参照。Fragmens-Perfectibilité, p.
- (5) Collection complète, vol. 1, p. 460.
- (绘) Filangieri, quatrième partie, pp. 296-297.
- (E) Principes de polique (1806), p. 601
- (%) Collection complète, vol. 2, pp. 74-75.
- $\widehat{69}$ エティエンヌ・オフマンは指摘している。Principes de politique (1806), p. 51, fn. 4. *probabilité des décisions rendue à la pluralité des voi*x (Paris: Impr. Royale, 1785) を参照した可能性があると また、多数者の権利について論ずる際に、コンスタンはコンドルセの Essai sur l'application de l'analyses à la コンスタンが頻繁にコンドルセの著作(ことに公教育に関するもの)に言及した点は当然考慮されるべきである。
- (\mathbb{R}) De la nature des pouvoirs politiques dans une nation libre, in Oeuvres de Condorcet, vol. 10 (Paris: Firmin Didot Frères, 1847), p. 590.
- (イイ)「一般理性は法に同意を表明した。したがってそれは法の施行をも同様に宣言したのであり、そしてこの誓言は sur l'instruction publique (Paris: Flammarion, 1994), p. 79, 91 nature des pouvoirs politiques dans une nation libre, p. 596)。以下も参照。Ibid., p. 609, 611; Cinq mémoires 全会一致でなされたのである。一般意志とはこの〔法の〕適用が実際に行われることを命じるものである」(De-laその起源、すなわち多数者の意見に従って確立された規則に自らの意志を一致させるというもう一つの誓いと同じく、
- $(\stackrel{\sim}{\sim})$ De la nature des pouvoirs politiques dans une nation libre, p. 590
- ついて検討することが有益とされる。「提出された法[案]は人の自然権に反しているか否か?」 De la nature des pouvoirs politiques dans une nation libre, pp. 593-595. ペント' 市民は次のような問いに

- (4) Charles Coutel, 'Pouvoir, raison commune et volonté générale chez Condorcet', in *Analyses et réflexions* sur le pouvoir, vol. 1 (Paris: Ellipses, 1994), pp. 95-104
- (5) De la nature des pouvoirs politiques dans une nation libre, p. 589
- の形成プロセスにおける知識人の役割も重視する。この問題については、以下の文献中のクーテルの脚注が参考とな Coutel, 'Pouvoir, raison commune et volonté générale chez Condorcet', pp. 102-104. コンドルセは一般理 Condorcet, Cinq mémoires sur l'instruction publique (Paris: Flammarion, 1994), pp. 286-287, fn. 29
- Perfectibilité, p. 366. 唯一の違いは、「法的な取り決め」 (conventions légales) が「法律」 (loi) となっているこ Mélanges-Perfectibilité, p.718; Mss-Perfectibilité, f. 82. ほぼ同一の文が以下にも含まれる。 Fragmens-
- 78 線など存在しないであろう。小地主も、 通じての教育効果を見込んでいた、 complète, vol. 1, p. 136 fn. 1; Collection complète, vol. 3, sixième partie, pp. 52-53. シリのや ともに変わっていった。重農主義の影響が濃厚だった頃(一八一五年以前)は、土地所有を重視する立場から産業的 d'un ouvrage abandonné, p. 297. ここで詳しく論じる余裕はないが、コンスタンの有権者資格に関する考えは時と plète, vol. 3, sixième partie, p. 6, 52-53; Collection complète, vol. 4, huitième partie, pp. 152-53; Fragments (Collection complète, vol. 2, p. 193)。以下→参照。Collection complète, vol. 2, p. 190, 196-99; Collection com という展望を抱いているかもしれない。こうして障壁は長続きせず、利益はまったく同一のものとなるだろう」 くの地主と家族のごとき絆で結ばれているのだ。彼らはもしかしたら、自分たちもいつかこの階級に足を踏み入れる コンドルセよりペシミスティックだと述べたが、だからといってコンドルセがオプティミスティックであったと考え 「三百フランの税金を支払う地主と税額がそこまで至らぬ地主との間には、 (la propriété industrielle)が資格条件になり得ないとしたが、後に彼はその主張を撤回した。Collection コンドルセとて普通選挙を万能薬とは看做さなかっただろう。ただ、 あるいはそれに賭けていたということではないだろうか。 あるいは無産者でさえも、町や村や集落においては三○○フランを支払う多 彼らの利益を相違させるような境 コンスタン以上に政治参加 コンスタンの方が
- $(\stackrel{\sim}{\sim})$ De la religion, vol. 1, p. 24